

# (仮称)札幌市障がい者スポーツセンター基本構想(案)

令和 8 年 1 月

札幌市

# 目次

第1章 構想の策定にあたって .....	1
1. スポーツとは .....	1
2. (仮称)札幌市障がい者スポーツセンターの担うべき役割 .....	2
3. これまでの検討経緯.....	2
4. 構想の目的 .....	2
第2章 障がい者スポーツ・障がい者スポーツセンターに関する現状と課題の整理 .....	3
1. 札幌市の上位・関連計画の整理 .....	3
2. 国の政策動向の整理 .....	6
3. 札幌市の障がい者スポーツの現状.....	9
4. 札幌市の障がい者スポーツが抱える課題・解決のための視点 .....	23
第3章 障がい者スポーツの将来像.....	26
1. 障がい者スポーツを推進する拠点の必要性 .....	26
2. 札幌市の障がい者スポーツの将来像.....	27
第4章 (仮称)札幌市障がい者スポーツセンターの基本理念・基本方針 .....	29
第5章 (仮称)札幌市障がい者スポーツセンターの基本的な要件 .....	31
1. 施設の方向性.....	31
2. 施設の基本要件(ハード面) .....	31
3. 施設の基本要件(ソフト面) .....	32
第6章 (仮称)札幌市障がい者スポーツセンターの整備手法等について .....	34
1. 整備手法 .....	34
2. 事業費等 .....	37
3. 施設の利用区分 .....	37
4. 事業手法 .....	37
第7章 構想策定後の整備の推進について .....	38
1. 障がい者スポーツセンター整備までの取組について .....	38
2. 暫定拠点について .....	38
3. 今後の主な検討課題及びロードマップ .....	39

# 第1章 構想の策定にあたって

## 1. スポーツとは

スポーツを推進するための基本的な事項を定めた法律として、スポーツ基本法(平成三十年法律第五十六号)が挙げられます。

その前文において、「スポーツは、世界共通の人類の文化」と掲げられているとともに、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利」「人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、(中略)日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」とされています。これらは、障がいの有無を問わず、誰もが、スポーツに関わることを通じて、幸せになる権利があることを示しています。

### スポーツ基本法(前文抜粋)

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会、スポーツに関し集う機会、スポーツを通じてつながる機会等が確保されることにより、多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受できるようにするとともに、豊かさを実感できる社会の実現が計られなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。また、スポーツと文化芸術との連携が、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性をはぐくみ、人々が共に生きる絆の形成に広く寄与するなど、スポーツと他の分野との連携は、多様な国民一人一人の幸福の享受及び豊かさを実感できる社会の実現により一層つながるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。さらに、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が育まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働に

よる我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割は、多様な国民一人一人が、スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画すること、スポーツに関し集うこと、スポーツを通じてつながること等によって果たされるものであり、その重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、将来における我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 2. (仮称)札幌市障がい者スポーツセンターの担うべき役割

(仮称)札幌市障がい者スポーツセンターは、障がいの有無に関わらず、いつでも、誰もが、気軽に、安心して、スポーツを楽しむことができる環境の実現のための拠点としての役割を果たすことを目指します。

また、単なるスポーツ施設ではなく、医療・福祉・教育の各分野の関係機関等と連携し、スポーツ相談機能や、障がい者スポーツを支える人材の育成、情報拠点の役割も担います。

## 3. これまでの検討経緯

札幌市ではこれまで、スポーツ基本法の理念を実現するべく、障がい者スポーツの環境の整備に向け、検討を進めてきました。

「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019」において、障がい者スポーツの活動拠点の整備に向けた検討着手が明示されたことが契機となり、令和3年度に、「障がい者スポーツの活動拠点の整備に向けた調査」を実施し、障がい者スポーツの活動拠点(ハード)に関する基本的な事項を整理しました。

そのうえで、令和4年度及び令和5年度には、「障がい者スポーツセンターにおける振興施策及び運営体制に係る調査考察並びに設置に係る方針検討」及び「障がい者スポーツセンター運営体制に関する調査検討」を実施し、障がい者スポーツセンター整備を契機とした障がい者スポーツの推進体制について整理しました。

【これまでの検討経緯】

検討内容	時期
障がい者スポーツの活動拠点の整備に向けた調査	令和3年度
障がい者スポーツセンターにおける振興施策及び運営体制に係る調査考察並びに設置に係る方針検討	令和4年度
障がい者スポーツセンター運営体制に関する調査検討	令和5年度

## 4. 構想の目的

札幌市障がい者スポーツセンター基本構想は、障がい者スポーツセンターの整備にあたり、障がい者スポーツ及び障がい者スポーツセンターに関する現状や課題を明確にし、札幌市障がい者スポーツの将来像や、障がい者スポーツセンターの基本理念、施設の方向性等について整理することを目的に策定します。

## 第2章 障がい者スポーツ・障がい者スポーツセンターに関する現状と課題の整理

### 1. 札幌市の上位・関連計画の整理

障がい者スポーツに関する札幌市の主な上位・関連計画は以下のとおりです。

#### (1) 第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン(ビジョン編:令和4年10月策定、戦略編:令和5年10月策定)

まちづくりの重要概念の一つとして、ユニバーサル(共生)を掲げ、「誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会」の実現を目指し、様々な場面における障壁や困難を解消し、誰もが他者とつながり、交流できる環境の整備が必要としています。

また、基本目標14「四季を通じて誰もがスポーツを楽しむことができるまち」に関連して、「誰もがスポーツを楽しみながら、心身共に健康で充実した生活を送っています」という目指す姿が示されています。

##### <まちづくりの重要概念>(抜粋)

###### [ユニバーサル]

「誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会」を実現するに当たっては、多様性と包摂性があり、格差なく均等に機会が得られる社会の実現を目指して、移動環境や建物等のバリアフリー化や心のバリアフリーなどを進め、日常生活を始めとして様々な場面における障壁や困難を解消し、誰もが他者とつながり、交流できる環境を整えていくことが必要となります。

そこで、「誰もが多様性を尊重し、互いに手を携え、心豊かにつながること。また、支える人と支えられる人という一方向の関係性を超え、双方向に支え合うこと」を「ユニバーサル(共生)」として「まちづくりの重要概念」に定めます。

###### 目指す姿(抜粋)

- 1 誰もがスポーツを楽しみながら、心身共に健康で充実した生活を送っています。また、スポーツで得られた知見が市民の健康づくりなどに生かされています。

出所:第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンをもとに作成

#### (2) 第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023(令和5年12月策定)及びユニバーサル展開プログラム(令和6年6月策定)

アクションプラン2023では、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンで定めた「まちづくりの重要概念」や基本目標を踏まえて、様々な取組を実施することとしています。

障がい者スポーツに関するものでは、「障がい者スポーツセンター調査検討事業」、「障がい者スポーツ普及促進事業」が主な事業として掲げられています。

##### 主な事業(抜粋)

###### 障がい者スポーツセンター調査検討事業

障がいの有無に関わらず誰もがスポーツを楽しめる環境をつくるため、障がい者スポーツセンター整備に向けた検討を進めます。

###### 障がい者スポーツ普及促進事業

障がい者スポーツに関する体験会や指導者等育成講習会を拡充し、障がいの有無に関わらずスポーツを楽しめる環境づくりを整備します。

出所:第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023をもとに作成

また、ユニバーサル展開プログラムでは、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン(戦略編)で定めた「ユニバーサル(共生)プロジェクト」に掲げる施策(障がい者スポーツの体験会の充実や障がいのある方向けの文化芸術イベントの開催など、スポーツや文化を通じた心のバリアフリーの浸透に向けた取組を推進します。)に紐づく事業として、「障がい者スポーツセンター調査検討事業」、「障がい者スポーツ普及促進事業」等が位置付けられています。

### (3)第2期札幌市スポーツ推進計画(令和6年10月策定)

スポーツを通じて解決すべき社会課題の一つとして、「共生社会の実現」を挙げています。

また、基本理念を達成するための目標として、「ひととひとがスポーツでつながる共生のまち」を掲げるとともに、障がい者スポーツの推進に関する具体的な取組を設定しています。

#### 目標2 ひととひとがスポーツでつながる共生のまち

年齢や性別、障がいの有無、国籍等を問わず、市民が多様な形でスポーツと共に参加することができておらず、スポーツを通して関わり合うことで、相互に理解・尊重し合える社会の実現を目指します。

#### 方針4 障がい者スポーツの推進(抜粋)

障がい者スポーツをより一層推進していくため、障がい者スポーツができる場の充実や、障がいの有無を問わず、障がい者スポーツに関わる機会の創出により、障がい者スポーツへの参画を促進します。

#### 施策⑧ 障がいの有無を問わずスポーツに親しめる機会を創出します

##### [具体的な取組](抜粋)

- 障がい者スポーツ体験会の実施
- 障がい者スポーツ指導者養成講習会の開催

#### 施策⑨ 障がい者スポーツの実施環境を整備します

##### [具体的な取組](抜粋)

- 障がい者スポーツセンターの設置検討
- 学校開放における障がい者スポーツ優先枠の設定

出所:第2期札幌市スポーツ推進計画をもとに作成

#### (4)さっぽろ障がい者プラン2024(令和6年3月策定)

現状認識として、障がいの有無にかかわらず、誰もが障がい者スポーツに親しめる機会をつくる必要性が示されています。また、障がいのある方がスポーツ等を行う際には、必要となる配慮や支援が提供される環境の整備が求められるほか、活動を通じて、障がいのある方と障がいのない方が交流し、障がいのある方に対する理解を深めることが重要としています。

障がい者スポーツに関するものとしては、基本施策10「文化芸術・スポーツ振興」の柱として、「障がい者スポーツの振興」が掲げられ、関連する具体的な取組が挙げられています。

##### 基本施策10 文化芸術・スポーツの振興(抜粋)

###### [現状認識]

- 障がい者スポーツについては、札幌市でも一部の競技が実施された2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会における心のバリアフリーの普及拡大などのレガシーを継承するとともに、障がいの有無にかかわらず、誰もが障がい者スポーツに親しめる機会をつくる必要があります。
- 障がいのある方が文化芸術活動やスポーツ等を行う際には、必要となる配慮や支援が提供される環境の整備が求められます。また、活動を通じて、障がいのある方と障がいのない方が交流し、障がいのある方に対する理解を深めることが重要です。

###### [施策の柱:(2)障がい者スポーツの振興]

- ◎障がいのある方が地域においてスポーツに親しむことができる環境づくりを進めます。
- ◎障がい者スポーツを通して、社会参加のみならず、健康づくりや交流の輪を広げるなど、障がいのある方の生活を豊かにしていきます。

###### [取組]

- 障がい者スポーツ大会の開催
- 障がい者スポーツの振興
- 障がい者スポーツに利用可能な学校開放の推進
- 障がい者スポーツセンターの設置検討

出所:さっぽろ障がい者プラン2024をもとに作成

## 2. 国の政策動向の整理

国が進める障がい者スポーツに関する政策動向について、以下のとおり整理しました。

### (1) 第3期スポーツ基本計画(令和4年3月策定)

第3期スポーツ基本計画では、スポーツを取巻く環境や社会的状況の進展とともに生じる変化を踏まえ、国民が「する」「みる」「ささえる」ことを実現できる社会を目指すために必要な3つの視点が新たに示されています。

また、障がい者スポーツに関しては、スポーツを通じて社会参画できるように、実施環境を整備するとともに、スポーツの非実施層に対する関心を高めることや、障がい者スポーツの体験等による一般社会の理解啓発に取り組むための目標と具体的な施策が示されています。

【第3期スポーツ基本計画における新たな3つの視点】

視点① 「つくる/はぐくむ」	視点② 「あつまり、ともに、つながる」	視点③ 「誰もがアクセスできる」
社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し・改善し、最適な手法・ルールを考え、作り出す。	様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、課題の対応や活動の実施を図る。	性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違いによって、スポーツ活動の開始や継続に差が生じないような社会の実現や、機運の醸成を図る。

出所:スポーツ庁「第3期スポーツ基本計画」をもとに作成

### (2) 障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム報告書(高橋プラン)(令和4年8月公表)

「報告書(高橋プラン)」では、障害者スポーツを通じた共生社会実現のため、健常者と障害者のスポーツを可能な限り一体のものとして捉え、国、地方公共団体、スポーツ関係団体等の関係機関が十分に連携して各施策を推進する方針が示されています。

また、具体的な施策として、地域における障害者スポーツ振興の拠点となる「障害者スポーツセンターの整備促進」が挙げられています。

【基本的な考え方・方向性】

- ・ 健常者と障害者のスポーツを可能な限り一体のものとして捉え、「ユニバーサルスポーツ」の考え方を施策全般において推進。
- ・ 障害者スポーツの普及に当たっては、障害者のスポーツへのアクセスの改善に向けて、DX等の活用も含め、多面的に取り組む。
- ・ アスリートの発掘・育成・強化に当たっては、地域の環境整備を進めるとともに、競技成績への影響が大きいクラス分け機能を大幅に強化することが必要。
- ・ 施策展開の前提として、一般的に脆弱とされる障害者スポーツ団体の組織基盤の強化や地方公共団体の体制整備に向けた改革が急務。

出所:スポーツ庁「障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム報告書(高橋プラン)」をもとに作成

### (3) スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキンググループ「中間まとめ」(令和5年6月公表)

「中間まとめ」では、地域における障がい者スポーツ振興の目指すものを「障害の有無に関わらず、いつでも、どこでも、誰もがスポーツを気軽に楽しめる環境」と定め、地域毎に障がい者ス

ポーツの拠点を整備することを提言しています。そのうえで、障害者スポーツセンターは、スポーツ導入支援の中心的な役割やネットワーク形成の主たる役割等を担うべきとしています。

#### 【地域における障害者スポーツの振興】

障害者スポーツ振興の目指すもの	障害の有無に関わらず、いつでも、どこでも、誰もがスポーツを気軽に楽しめる環境
提言	地域の障害者スポーツ振興の拠点としての「障害者スポーツセンター」を広域レベル(都道府県単位)で1つ以上整備する。

#### 【障害者スポーツセンターの位置付け・役割等】

報告書における位置付け	単に障害者専用・優先の施設ではなく、地域全体に障害者スポーツの普及を行う、幅広い機能や高い専門性を持つ人材、拠点となる施設で構成される包括的な地域拠点
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害のある人が初めてスポーツに触れる機会の創出などのスポーツ導入支援、身近な場所でスポーツを継続できるよう地域における環境整備の中心的な役割。</li> <li>○域内の障害者スポーツ振興活動を支え・育てる存在としての「ハブ」の役割。</li> <li>○障害者スポーツ関係団体はもとより、ボランティア関係者、スポーツ協会や競技別のスポーツ団体、その他の障害者スポーツに関わる様々な関係者(医療機関、社会福祉施設、教育機関、民間企業、研究機関等)間の有機的連携の構築に向けた、広域における関係機関・団体の中核としてのネットワーク形成の主たる役割。</li> <li>○障害のある人もない人も「ともにスポーツを楽しむ」取組の推進やインクルーシブなスポーツ環境の整備のための先導的な役割。</li> <li>○大都市圏のセンターには、より先進的な取組を行うとともに、他の都道府県のセンターへのノウハウや知見の提供、センター間の情報共有や連携の促進等、より広域における中核的な拠点としての活動を期待。</li> </ul>

#### 【障害者スポーツセンターに期待される機能(主なものを抜粋)】

ネットワーク機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療関係者、学校関係者、社会福祉施設関係者との連携</li> <li>○障害者スポーツ団体、スポーツ団体、施設、スポーツクラブ、地方公共団体等との連携</li> <li>○義肢装具士等との連携(用具・装具のフィッティング等のサポートなど)</li> </ul>
情報拠点機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スポーツ実施を促すための情報発信</li> <li>○地域のスポーツクラブなどの活動状況等に関する情報収集及び提供</li> <li>○競技力を求める障害のある人向けの情報収集及び提供</li> <li>○必要な用具等の拠点や専門家に関する情報収集及び提供</li> <li>○視覚障害、聴覚障害、知的障害等を有する利用者のための情報保障の提供</li> </ul>
人材育成・関係者支援機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スポーツ関係者、教職員、医療関係者、社会福祉施設関係者、手話通訳者、介助者等に対する知見・ノウハウの提供や支援、指導及び助言</li> <li>○地域の障害者スポーツ振興を支える人材の育成及び派遣等</li> </ul>
指導・相談機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スポーツをこれから始める人に対する安全に配慮した指導</li> <li>○施設内で行うスポーツ教室や地域への出張教室、指導者派遣</li> <li>○個々の事情にあった継続的なスポーツ実施に関する助言指導</li> <li>○地域の活動拠点を探すための指導助言</li> <li>○学齢期を中心とした、スポーツ無関心層のニーズの掘り起こし、啓発、普及活動</li> <li>○必要な用具等の貸し出し、保管</li> <li>○スポーツ用具や装具のフィッティング、調整、修理等のサポート</li> </ul>
ニーズに応じて付与される機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害のある人とない人が「ともに」スポーツを楽しむための教室、イベント等の開催</li> <li>○競技力向上のための指導</li> <li>○競技別障害者スポーツ団体と連携したタレント発掘・育成、アスリートの支援</li> <li>○医事相談、健康相談</li> </ul>

出所:スポーツ庁「スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキンググループ 中間まとめ」をもとに作成

#### (4)スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキンググループ「最終報告書」(令和6年7月公表)

「中間まとめ」を受けて、「最終報告書」では、障害者スポーツを支える人材の在り方、障害者スポーツ団体の基盤強化(他団体、民間企業との連携を含む)に関する提言がなされています。

また、スポーツを通じた共生社会の実現という目標の達成に向けて、国、地方公共団体、スポーツ統括団体等においても、それにふさわしい組織体であることが望まれること、急速な少子高齢化が進む中、障がいのある・なしで区別して取組を進めていくことが困難になってくることも考えられることを踏まえて、一体的な取組が今後ますます重要になってくるという考えが示されています。

##### 【障害者スポーツを支える人材の在り方について(主なものを抜粋)】

###### ①地方公共団体や都道府県障害者スポーツ協会など様々な主体が関わる障害者スポーツを支える人の活躍の場づくり

- 障害者スポーツセンター機能を基盤とした、障害者スポーツ指導者と社会福祉施設等のスポーツ指導者を必要としている場とのマッチングの実施によるネットワークづくり
- 障害者スポーツセンター等を中心に活動する、地域や地方公共団体の特性に応じて様々な機関とのハブとしての役割を果たす障害者スポーツコーディネーターのモデル事例の横展開と人材育成 等

###### ②障害者スポーツ指導者の資質向上等に向けた研修機会の拡充

- 日本パラスポーツ協会パラスポーツ指導員の座学講習等のオンライン化やオンデマンド化など、広く受講しやすい環境整備
- 障害者スポーツセンターの若手職員向け研修会・情報交換会の開催 等

##### 【障害者スポーツ団体の基盤強化について】

###### ①他団体との連携の取組の促進

- 団体の持続的な運営を図る方策の一つとして、他団体との緩やかな連携から団体同士の統合まで、様々な形で団体の連携の取組が推進されるよう、既にある各種連携事例を広く横展開するとともに、連携に当たっての阻害要因を分析の上、解決に向けた支援方策について検討するべき

###### ②民間企業との連携のさらなる促進

- 団体自身の強みや、団体と連携することによる民間企業にとってのメリットの分析を行ったり、民間企業と共に社会課題に対し、共に歩んでいくことへの支援などの仕組み作りが必要

###### ③障害者スポーツ団体の基盤強化の促進

- 他のスポーツ団体や企業その他の団体との連携や、その前提となる経営戦略の策定などを構想・推進する人材の確保に資するような施策として、例えば、民間企業からの出向者の派遣(障害者スポーツ団体側の受け入れ)を促進させる仕組みを検討するべき

出所:スポーツ庁「スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキンググループ・最終報告書」をもとに作成

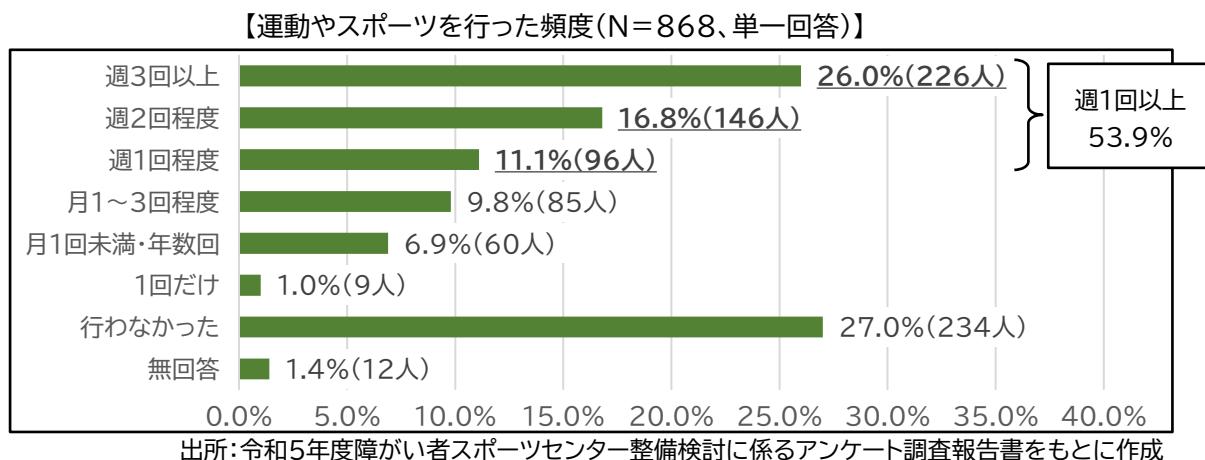
### 3. 札幌市の障がい者スポーツの現状

札幌市の障がい者スポーツの現状を把握するため、市内の障がいのある方の運動・スポーツの状況(実施率や実施内容等)、札幌市民における障がい者スポーツの普及状況などを整理しました。また、障がいのある方及び支援する方のニーズ把握のため、関係団体へのヒアリングを行いました。

#### (1) 札幌市の障がい者のスポーツの取組状況

##### ① 札幌市の障がいのある方の運動・スポーツの実施率

札幌市が令和5年度に実施した調査において、障がいのある方のうち、週1回以上運動・スポーツをしている割合は53.9%、年間で1回以上実施している割合は71.7%です。なお、国「第3期スポーツ基本計画」では、障がい者のスポーツ実施率の目標値を、週1回以上が40%程度(若年層は 50%程度)、年1回以上が70%程度(若年層は 80%程度)としています。調査方法が異なるため、参考数値となります。国が令和5年度に実施した調査では、障がいのある方の週1回以上運動・スポーツをしている割合は、32.5%となっています。



【参考:国、札幌市のアンケート調査手法の違いについて】

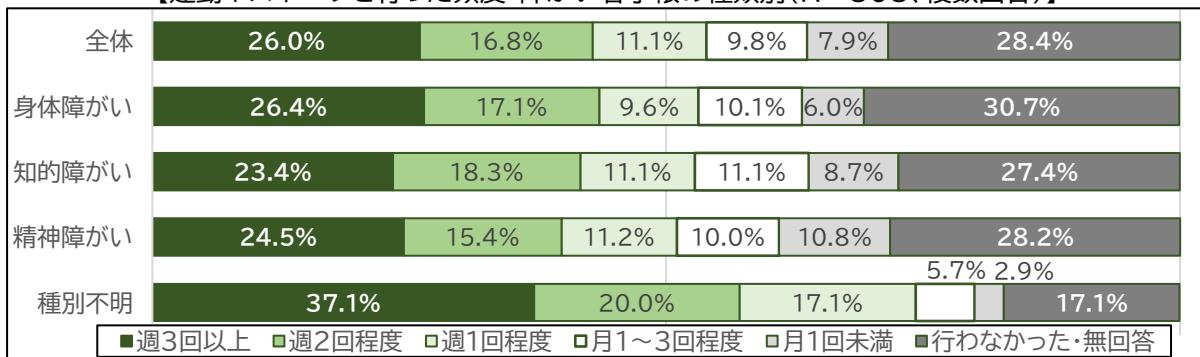
- 国:インターネット調査会社が保有するリサーチモニターに対する無記名のインターネット方式での調査。
- 札幌市:障がい者手帳を保有する18歳以上の市民に対し、郵送で実施。

## [手帳の種類別の運動・スポーツの実施率]

手帳の種類別では、実施頻度の傾向に大きな違いはありませんでした。

なお、手帳の等級別の内訳では、等級の重さと実施の頻度には相関関係は見られなかったほか、障がい種類別(肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がいなど)の内訳でも、特定の傾向は見いだせませんでした。

【運動やスポーツを行った頻度:障がい者手帳の種類別(N=868、複数回答)】



【スポーツ実施率:週1回以上・障がい者手帳の種類別】

区分	全体	身体障がい	知的障がい	精神障がい	種別不明
割合	53.9%	53.1%	52.8%	51.1%	74.2%
人数	868人	416人	252人	241人	35人

出所:令和5年度障がい者スポーツセンター整備検討に係るアンケート調査報告書をもとに作成  
※複数の手帳を保持している方がいるので、合計は一致しない。

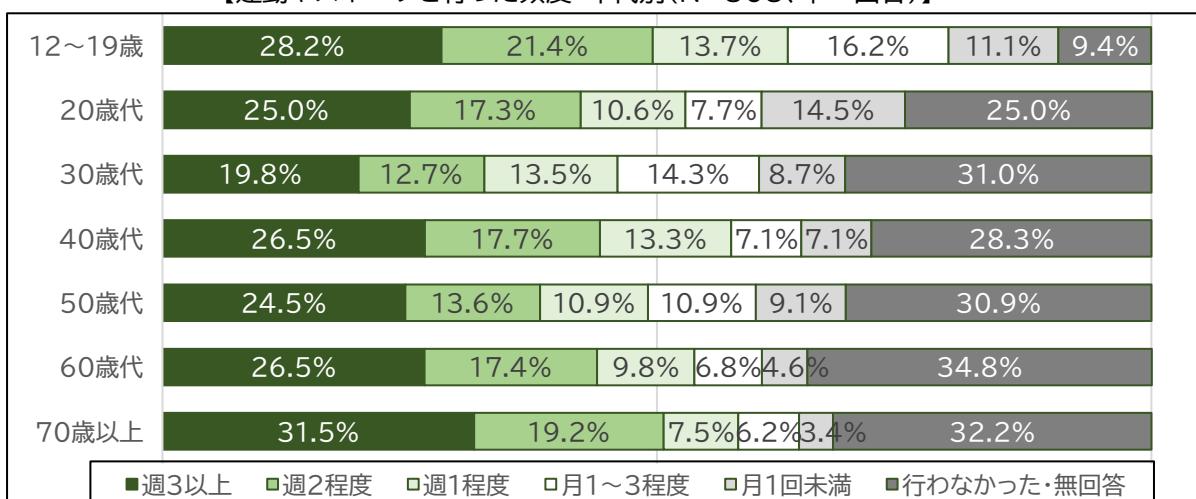
## [年代別の運動・スポーツの実施率]

年代別の傾向としては、10歳代の実施頻度が高く、「行わなかった・無回答」の割合也非常に少ないものとなっています(当該アンケートでは、学校での体育の授業分は除いて回答することとしています)。

そのほかの年代については、多少の多寡はありますが、週1回以上のスポーツ実施率は、40%台の後半から50%台の範囲内となっています。

なお、20歳代以上については、市民全体の調査の結果と比べると、「行わなかった・無回答」の割合が高く、スポーツ習慣のある方とスポーツを全く行っていない方がはっきり分かれているという結果が出ています。

【運動やスポーツを行った頻度:年代別(N=868、単一回答)】



【スポーツ実施率:週1回以上・年代別】

区分	12~19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	年代不明
割合	63.3%	52.9%	46.0%	57.5%	49.0%	53.7%	58.2%	30.0%
人数	117人	104人	126人	113人	110人	132人	146人	20人

出所:令和5年度障がい者スポーツセンター整備検討に係るアンケート調査報告書をもとに作成

【参考:障がいのある方と市民全体のスポーツ実施状況の比較】

	週			月		行わなかった ・無回答
	3回以上	2回程度	1回程度	1~3回程度	1回未満	
障がいのある方	26.0%	16.8%	11.1%	9.8%	7.9%	28.4%
市民全体	30.3%	13.9%	16.0%	15.0%	10.2%	14.6%

出所:令和5年度障がい者スポーツセンター整備検討に係るアンケート調査報告書、指標達成度調査をもとに作成

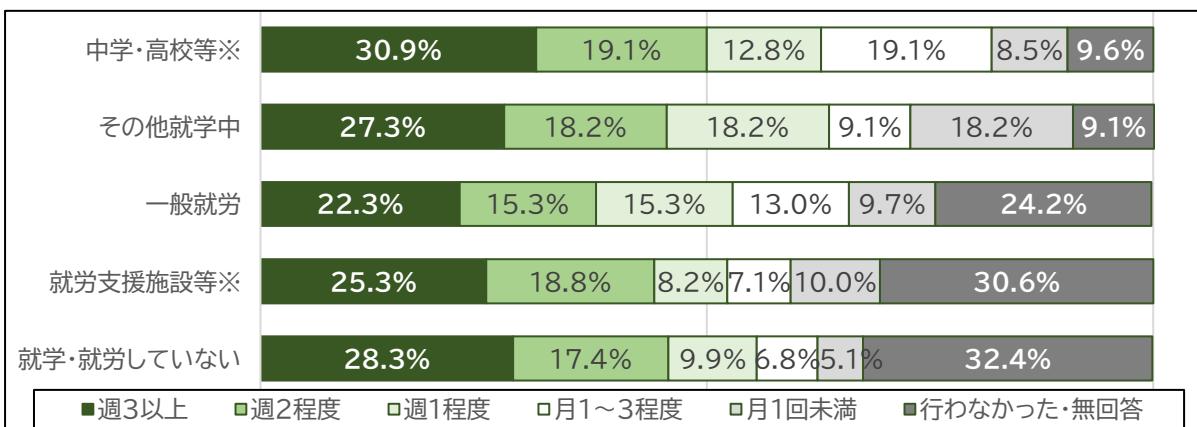
「行わなかった・無回答」の数値を比較すると、障がいのある方は、市民全体の2倍近くの数値となっており、札幌市の障がいのある方については、スポーツ習慣のある方と全くない方の二極化の傾向がより強いと考えられます。

【就学・就労の状況別の運動・スポーツの実施率】

年代別で10歳代の実施率が高いのと同様に、10歳代を中心と考えられる就学中の方の実施率が高くなっています。

また、就労支援施設等で働いている方や就学・就労していない方については、実施率そのものはほぼ平均程度ですが、「行わなかった・無回答」の割合は30%台と高く、この層においても、スポーツ習慣のある方と、全く行っていない方が二極化しているという結果となっています。

【運動やスポーツを行った頻度:就学・就労の状況別(N=868、単一回答)】



【スポーツ実施率(週1回以上・就学・就労の状況別)】

区分	中学・高校等	その他就学中	一般就労	就労支援施設等	就学・就労していない	状況不明
割合	62.8%	63.7%	52.9%	52.3%	55.6%	42.4%
人数	94人	11人	215人	170人	293人	85人

出所:令和5年度障がい者スポーツセンター整備検討に係るアンケート調査報告書をもとに作成

※中学・高校等には、特別支援学校の中等部・高等部を含む。

※学生の場合、授業での運動・スポーツの実施は除いて回答することとしている。

※就労支援施設等には、活動支援センター、作業所を含む。

## ② 自身の運動やスポーツへの取組についての考え方

札幌市の障がいのある方の「自身の運動やスポーツへの取組についての考え方」については、「もっと行いたいができない」(33.1%)が最も多い結果となりました。「もっと行いたい」と合わせると、約6割が運動やスポーツの機会が増えることを希望していました。

障がい者手帳の種類別に見ると、精神障がいのある方が 66.8%と最も高くなっています。

運動・スポーツの実施率と同様に、調査方法が異なるため、参考数値となります。国調査での同趣旨の設問では、運動・スポーツの機会の増加を望む回答は 39.4%に留まっています。

【自身の運動やスポーツへの取組についての考え方(N=868、単一回答)】

	満足	もっと行いたい …①	もっと行いたいが できない…②	関心がない	無回答	①+②
全体	12.4%	26.7%	33.1%	22.6%	5.2%	59.8%
身体障がい	12.5%	26.2%	35.1%	19.7%	6.5%	61.3%
知的障がい	17.5%	27.4%	25.4%	25.0%	4.8%	52.8%
精神障がい	6.2%	28.2%	38.6%	24.5%	2.5%	66.8%
(参考)国※	21.4%	16.9%	22.5%	39.2%	-	39.4%

出所:令和5年度障がい者スポーツセンター整備検討に係るアンケート調査報告書、障害者スポーツ推進プロジェクト(障害児・者のスポーツライフに関する調査研究)報告書(R6.3)をもとに作成  
※国の調査では、障がい種別ごと等の数値は公表されていない。

### ③ スポーツができなかった理由(スポーツ実施が週1回未満)

週1回以上運動やスポーツをできなかった理由として、障がいのある方は、「健康・体力に不安」(29.9%)を最も多く挙げていました。一方で、市民全体の結果は、「仕事や家事が忙しい」(54.4%)が最も多い結果となりました。

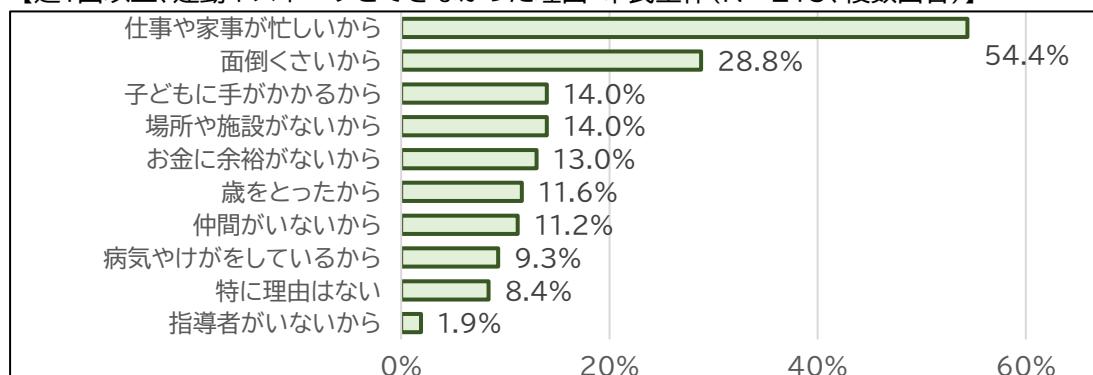
その他、障がいのある方からは、「何ができるのかわからない」、「身边に機会、きっかけがない」というスポーツに関する情報やスポーツを体験する機会が乏しいことに起因する理由や、「介助者やサポートがない」「用具、用品が足りない」という障がいのある方に必要な支援・備品が不足していることに起因する理由が挙がりました。「指導者がいない」という理由も、市民全体の1.9%と比較すると7.5%と高い値でした。

【週1回以上、運動やスポーツをできなかった理由:障がいのある方(N=388、複数回答)】



出所:令和5年度障がい者スポーツセンター整備検討に係るアンケート調査報告書をもとに作成

【週1回以上、運動やスポーツをできなかった理由:市民全体(N=215、複数回答)】



出所:令和4年度札幌市民の運動・スポーツ活動等の実態調査をもとに作成

\*上記項目は、回答率上位及び障がいのある方と比較できる項目から抜粋

【週1回以上、運動やスポーツをできなかった理由  
(障がいのある方:障がい者手帳の種類別・就学就労の状況別)】

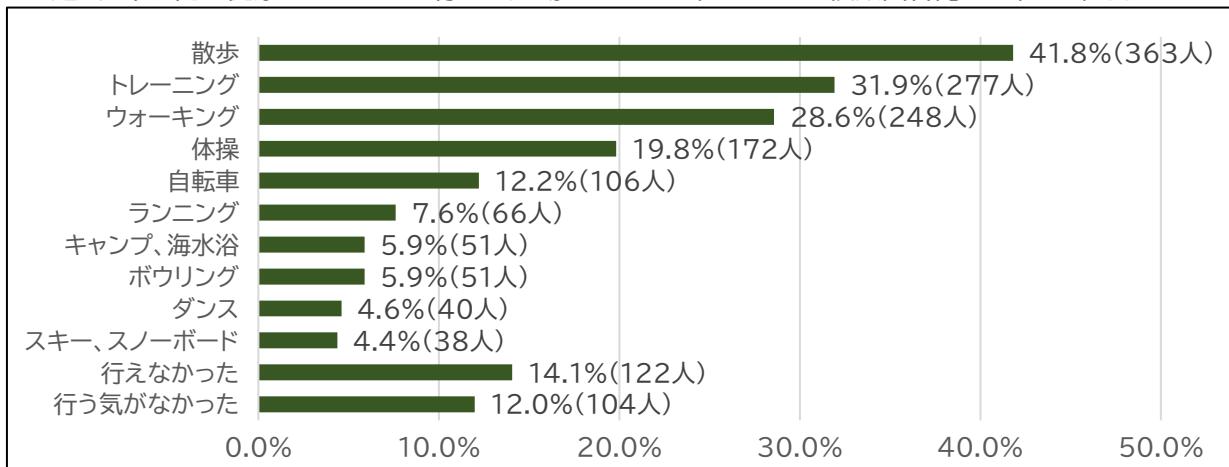
	1番多い理由	2番目に多い理由	3番目に多い理由
身体障がい	健康・体力に不安 (29.6%)	勉強・仕事・家事で多忙 (21.2%)	何ができるのかわからない (16.4%)
知的障がい	健康・体力に不安 (26.5%)	何ができるのかわからない (23.1%)	機会・きっかけがない (20.5%)
精神障がい	健康・体力に不安 (37.9%)	勉強・仕事・家事で多忙 (25.9%)	お金がない (18.1%)
就学中	何ができるのかわからない (30.8%)	機会・きっかけがない (28.2%)	勉強・仕事・家事で多忙 (23.1%)
一般就労	勉強・仕事・家事で多忙 (49.0%)	健康・体力に不安 (19.0%)	お金がない (17.0%)
就労支援施設等	健康・体力に不安 (38.8%)	機会・きっかけがない (27.5%)	仲間がいない (21.3%)
就学・就労していない	健康・体力に不安 (33.6%)	何ができるのかわからない (18.8%)	お金がない (14.1%)

出所:令和5年度障がい者スポーツセンター整備検討に係るアンケート調査報告書をもとに作成

### ④ 札幌市の障がいのある方の運動・スポーツの実施内容

障がいのある方のスポーツの実施内容の内訳をみると、散歩(41.8%)・トレーニング(31.9%)・ウォーキング(28.6%)・体操(19.8%)といった、自宅などで一人でも実施できる運動が主となっています。

「過去1年以内に健康づくりのため行った運動やスポーツ(N=868、複数回答)」※上位10種目



※その他の種目等の実施割合、人数

種目	割合・人数	種目	割合・人数
水泳	4.3%(37人)	テニス、ソフトテニス	1.0%(9人)
釣り	4.0%(35人)	ゲートボール	0.6%(5人)
登山、ハイキング	3.9%(34人)	クライミング、ボルダリング	0.6%(5人)
ゴルフ	3.8%(33人)	ローラースポーツ	0.6%(5人)
バドミントン	3.8%(33人)	マリンスポーツ	0.6%(5人)
サッカー、フットサル	3.5%(30人)	カーリング	0.6%(5人)
野球、ソフトボール	3.3%(29人)	ハンドボール	0.3%(3人)
バスケットボール	3.3%(29人)	弓道、アーチェリー	0.2%(2人)
卓球	3.2%(28人)	ラグビー	0.2%(2人)
ボッチャ	2.6%(23人)	パワーリフティング	0.1%(1人)
バレーボール	2.4%(21人)	フェンシング	0.1%(1人)
なわとび	2.3%(20人)	ゴルフボール	0.1%(1人)
ドッジボール	2.0%(17人)	アイスホッケー、フロアホッケー	0.1%(1人)
陸上競技	1.5%(13人)	射撃	0.0%(0人)
武道、格闘技	1.3%(11人)	その他	3.1%(27人)
スケート	1.3%(11人)	無回答	1.4%(12人)

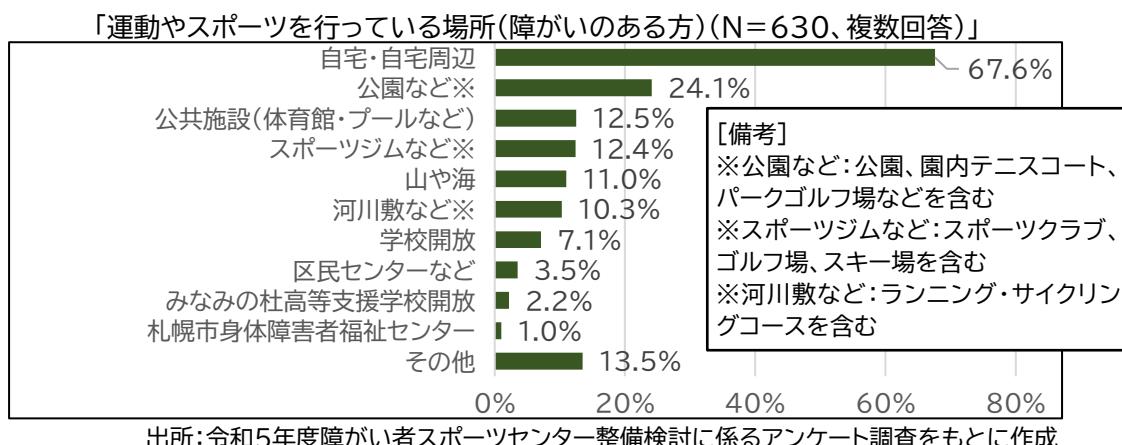
出所：令和5年度障がい者スポーツセンター整備検討に係るアンケート調査報告書をもとに作成

## (2) 札幌市の既存施設における障がい者スポーツの実施環境

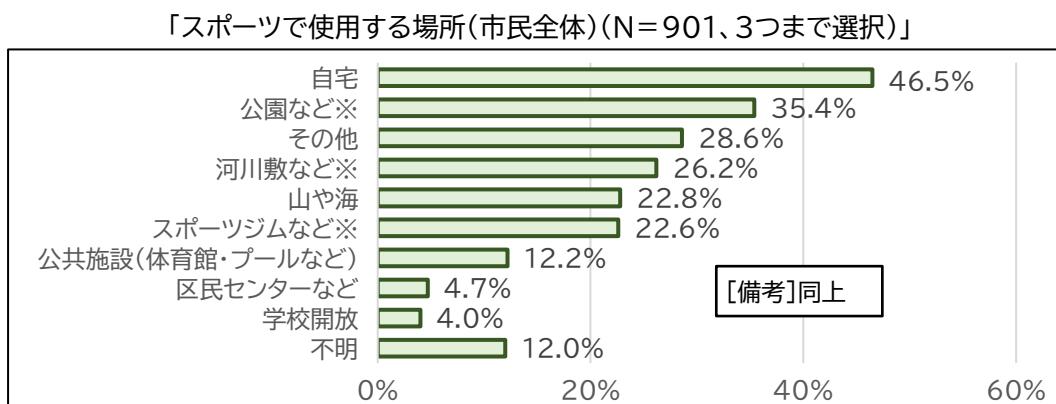
### ① 札幌市の障がいのある方の運動・スポーツの実施場所

障がいの有無に関わらず、自宅(自宅周辺)で運動・スポーツを行う方が最も多いという結果ですが、障がいのある方に、特にその傾向が顕著で、その他の場所での実施割合が少ない状況です。

なお、障がい種別では精神障がい、就学・就労状況別では、就学・就労していない方の自宅(自宅周辺)での実施割合が高くなっています。



出所:令和5年度障がい者スポーツセンター整備検討に係るアンケート調査をもとに作成



出所:令和4年度札幌市民の運動・スポーツ活動等の実態調査をもとに作成  
※実施した種目上位3つの使用場所。また、比較しやすいよう、項目名を調整。

### 【運動やスポーツを行っている場所(障がいのある方:障がい者手帳の種類別・就学就労の状況別)】

	1番多い場所	2番目に多い場所	3番目に多い場所	4番目に多い場所	5番目に多い場所
身体障がい	自宅・自宅周辺 (68.0%)	公園など (25.2%)	スポーツジムなど (14.6%)	その他(12.2%)	海や山(11.2%)
知的障がい	自宅・自宅周辺 (56.1%)	公園など (26.2%)	公共施設(体育館など) (20.3%)	その他(17.1%)	学校開放(14.4%)
精神障がい	自宅・自宅周辺 (75.4%)	公園など (24.6%)	公共施設(体育館など) (14.3%)	その他(12.0%)	スポーツジムなど、河川敷など、山や海(9.7%)
就学中	自宅・自宅周辺 (60.4%)	公園など (29.2%)	学校開放 (28.1%)	公共施設(体育館など) (22.9%)	山や海(20.8%)
一般就労	自宅・自宅周辺 (69.7%)	公園など (24.8%)	山や海(14.5%)	スポーツジムなど (13.9%)	公共施設(体育館など) (13.3%)
就労支援施設等	自宅・自宅周辺 (63.3%)	公共施設(体育館等) (20.0%)	公園など (19.2%)	その他(17.5%)	スポーツジムなど (10.8%)
就学・就労していない	自宅・自宅周辺 (73.9%)	公園など (24.1%)	その他(13.6%)	スポーツジムなど (11.6%)	河川敷など(10.1%)

出所:令和5年度障がい者スポーツセンター整備検討に係るアンケート調査報告書をもとに作成

## ② 区体育館・温水プールの利用状況

札幌市の区体育館・温水プールにおける障がいのある方の利用者数は、2024 年度で 79 千人です。体育館利用者数の 5.1%、温水プールの 7.5%を占めます。

【区体育館・温水プール利用者数等の推移】

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024 年度
利用者数	体育館	1,354千人	1,292千人	767千人	639千人	999千人	806千人	880千人
	温水プール	757千人	754千人	402千人	342千人	611千人	432千人	460千人
	計	2,111千人	2,046千人	1,169千人	981千人	1,610千人	1,238千人	1,340千人
障がいのある方の利用者数	体育館	48千人	52千人	27千人	24千人	38千人	39千人	45千人
	(利用比率)	3.6%	4%	3.5%	3.7%	3.8%	4.9%	5.1%
	温水プール	43千人	44千人	24千人	18千人	33千人	31千人	35千人
	(利用比率)	5.7%	5.8%	6%	5.1%	5.4%	7.2%	7.5%
	計	91千人	96千人	51千人	41千人	71千人	70千人	79千人
	(利用比率)	4.3%	4.7%	4.4%	4.2%	4.4%	5.7%	5.9%
付添・介護の利用者数	体育館	11千人	11千人	5千人	5千人	7千人	8千人	10千人
	温水プール	15千人	15千人	7千人	4千人	9千人	10千人	11千人
	計	26千人	26千人	12千人	9千人	16千人	18千人	21千人

※清田区体育館・温水プール、西区体育館・温水プールは、体育館とプールに区分して集計  
出所：一般社団法人札幌市スポーツ協会資料をもとに作成

## ③ 札幌市における障がいのある方のための運動・スポーツ実施環境

札幌市は、特に身体障がいのある方向けの運動・スポーツを行う場として札幌市身体障害者福祉センターを運営しているほか、市立札幌みなみの杜高等支援学校等において、障がい者スポーツ専用または優先の学校開放事業を行っています。

障がい者スポーツ専用または優先の学校開放事業では、団体利用者を対象としています。

【障がい者スポーツ専用・優先学校開放事業 利用条件】

利用条件	以下の2つの条件満たす団体であること。 ・2人以上で構成する団体であり、障がいのある方(身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を保有している方)と障がいのある方を支える方で構成する団体であること。 ・団体の代表者が市内に居住しているか、市内に所在する会社・学校等に通勤・通学している成人であること。
------	--

【市立札幌みなみの杜高等支援学校 学校開放事業 利用人数(令和5年度)】

利用日数	利用人数
186日	4,099人

札幌市身体障害者福祉センターは、約9割が団体利用によるもので、体育館及び卓球室の利用も団体利用者が占めます。個人利用者の大半は機能回復訓練室・水浴訓練室の利用です。

【札幌市身体障害者福祉センター 利用条件】

概要	市内に居住する、身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方を対象に、各種スポーツ、文化教室、機能回復訓練、レクリエーション等を行っている。
----	---

【札幌市身体障害者福祉センターの利用人数(令和6年度)】

諸室	利用人数(人)		
	団体利用	個人利用	計
体育館	8,974	209	9,183
卓球室	3,082	0	3,082
機能回復訓練室・水浴訓練室	0	841	841
その他(研修室,会議室,和室,陶芸実習室,料理実習室)	23,613	0	23,613
計	35,669	1,050	36,719

出所:(公社)札幌身体障害者福祉協会資料をもとに作成

④ 障がい者スポーツ種目別の実施環境

札幌市内では、競技室やアリーナ等で障がい者スポーツを実施することができます。一方で、貸出用の用具が整備されていない種目も存在します。

【札幌市内の各種目への対応状況】

競技場所	種目	対応	実施場所の有無	用具の有無
屋内競技	車いすバスケットボール	△	有(競技室・アリーナ)	競技用車いすなし
	車いすラグビー	△	有(競技室・アリーナ)	競技用車いすなし
	ゴールボール	△	有(競技室・アリーナ)	無
	シッティングバレーボール	△	有(競技室・アリーナ)	無
	バドミントン	△	有(競技室・アリーナ)	有(※競技用車いすなし)
	ボッチャ	△	有(競技室・アリーナ)	無
	卓球	○	有(競技室・アリーナ)	有
	柔道	○	有(格技室など)	一
	パワーリフティング	△	有(トレーニング室)	車いすのまま使用可能なマシンなし
	車いすフェンシング	△	有(競技室・アリーナ)	無
	テコンドー	○	有(競技室・アリーナ)	一
	水泳	○	プール	一
屋外競技	車いすテニス	△	競技室・アリーナ(屋内)での練習は可能	競技用車いすなし
	5人制サッカー (視覚障がい)	△	競技室・アリーナ(屋内)での練習は可能	無
	陸上競技	○	有(競技場(厚別公園・円山))	一
	自転車	×	無	一
	トライアスロン	○	競技場(厚別公園、円山)やプールでの練習は可能	一
	アーチェリー	○	有	有(貸出道具)
	射撃	○	有(射撃場)	有(貸出道具)
	馬術	×	無	無
水上競技	ボート	×	無	無
	カヌー	×	有(練習は可能)	無

出所:札幌市「障がい者スポーツセンターの設置に係る検討結果」(令和4年度)をもとに作成

## ⑤ 指導員の状況

札幌市の登録指導員数は、登録者数100人を超える政令指定都市の中で4番目に多い状況です。一方で、登録されている指導員1人当たりの障がい者数を比較すると、9番目に少ない状況でした。(登録されている指導員1人当たりの障がい者数が少ないほど、スポーツを指導する環境としては手厚い状況といえます。)

【全国の指導員登録者数(2023.5.11時点 登録者数100人を超える政令都市:上位順)】

都市名	指導員数内訳									障がい者数 (※2023.3 末)	指導員登録者1 人当たりの障 がい者数
	上級	中級	初級	小計	スポーツ コーチ	スポーツ 医	スポーツ トレーナー	小計	合計		
横浜市	15	49	433	497	4	18	1	23	520	181,931	349.9
大阪市	42	75	362	479	6	13	0	19	498	217,081	435.9
名古屋市	26	75	276	377	4	8	2	14	391	133,050	340.3
札幌市	10	40	183	233	2	14	2	18	251	135,910	541.5
仙台市	7	43	181	231	2	6	2	10	241	55,927	232.1
川崎市	2	9	204	215	3	8	1	12	227	66,377	292.4
神戸市	9	32	160	201	6	12	3	21	222	114,852	517.4
福岡市	20	35	105	160	2	4	1	7	167	90,344	541.0
北九州市	10	17	99	126	2	3	0	5	131	57,620	439.8
京都市	11	27	72	110	7	8	0	15	125	108,397	867.2
広島市	10	30	60	100	6	4	2	12	112	71,216	635.9
全国合計	899	4,327	21,627	26,853	217	616	242	1,075	27,928	—	—

出所:「日本パラスポーツ協会:各都道府県・指定都市別、プロック別日本パラスポーツ協会公認指導員登録数」、「E-stat ※身体障害者手帳・障害別所持者数、療育手帳・程度別所持者数、精神障害者保健福祉手帳・等級別所持者数の合計」をもとに作成

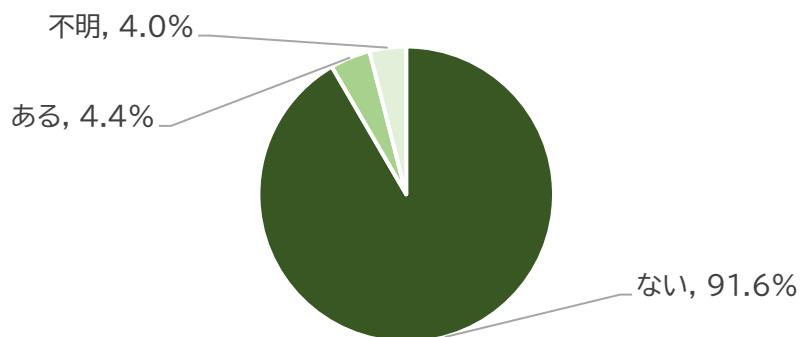
### 【札幌市の障がい者スポーツに係る取組状況や実施環境のまとめ】

- 障がいのある方のスポーツ実施率(週1回以上)は高い状況にありますが、スポーツ習慣のある人と全くない人で二極化している傾向があります。
- スポーツをもっと行いたいという意向を持っている人の割合也非常に多い状況です。
- スポーツができなかった理由(スポーツ実施が週1回未満にとどまった理由)としては、健康・体力面での不安を挙げる人が多くなっています。
- また、スポーツに関する情報やスポーツを体験する機会の乏しさ、介助者や用具などの必要な支援・備品の不足、指導者の不在等の理由も挙がっています。
- 実施場所としては、自宅・自宅周辺が突出しており、実施している場所が限られています。

### (3)札幌市民の障がい者スポーツに関わった経験

札幌市において、これまでに障がい者スポーツに関わった経験が「ある」と回答した割合は、4.4%です。なお、「第3期スポーツ基本計画」においては、障がい者スポーツを体験したことのある者の割合の目標値を20%程度としています。

【これまで障がい者スポーツに関わった経験(N=1146、単一回答)】



出所:令和4年度札幌市民の運動・スポーツ活動等の実態調査をもとに作成

### (4)関係団体からのヒアリング結果の概要

新たな障がい者スポーツセンターの検討にあたり、主に、「札幌市の障がい者スポーツの課題」「障がいのある方の新たなスポーツ実施につながる取組」「センターに期待すること」「センターに必要な機能、重視すべきポイント」の4点について、関係団体へのヒアリングを実施しました。

#### ① 札幌市の障がい者スポーツの課題

「札幌市の障がい者スポーツの課題」については、障がい者に必要な機能や配慮が十分なスポーツ施設の不足や、障がい者団体に所属していない個人が気軽にスポーツを出来る場所の少なさに加え、障がい者スポーツを指導・支援する人材不足及び高齢化を課題に挙げる意見がありました。

主な意見
<ul style="list-style-type: none"><li>● 障がい者に必要な機能や配慮が十分なスポーツ施設が不足している。</li><li>● 関連団体に所属していないと参加しにくい障がい者スポーツがある。障がい者団体への所属有無に関わらず、気軽に楽しめるよう、センターが障がい者スポーツ実施に際して、入口の役目を果たす拠点となる必要がある。</li><li>● 障がい者スポーツを指導・支援する人材が不足しているとともに、高齢化している。また、障がい者スポーツを指導・支援する人が集まることができる場所が無い。加えて、障がい者と指導者を結びつける場所も不足している。</li><li>● 精神障がい者が参加できるスポーツ大会が不足している。</li><li>● スポーツができる場所や教室、参加できる種目などの情報がどうすれば得られるかが分からぬ。</li></ul>

## ② 障がいのある方の新たなスポーツ実施につながる取組

「障がいのある方の新たなスポーツ実施につながる取組」については、イベント等の普及活動、メディア・SNS等を活用した広報活動の取組を強化することを求める声や、スポーツに興味がある人をスムーズに競技環境や支援者等につなぐコーディネート機能充実の取組を求める意見がありました。

主な意見
<ul style="list-style-type: none"><li>● イベント等の普及活動やメディア・SNSでの広報活動等、様々な障がい者スポーツがあることの認知を高める取組をしてほしい。</li><li>● 障がい者スポーツに興味がある人をスムーズに競技環境や支援者等につなげられるよう、コーディネート機能を充実させる取組を行ってほしい。例えば健常者と全くルールが違う障がい者スポーツを子供がやりたい場合、学校の先生では指導が出来るケースが少なく、競技活動に誘導することができないという課題がある。</li></ul>

## ③ センターに期待すること

「センターに期待すること」については、指導員常駐の下で「人目を気にせず体を動かせる」「仲間等と悩みを共有できる」と同時に、「障がいのある方とない方が互いに交流ができる」場としてのセンターの存在を期待する声がありました。また、障がいのある方がスポーツを始めるきっかけになりうる存在として、障がい当事者をスタッフとして雇用することへの期待がありました。また、札幌市の特徴の一つである冬季の降雪に関連して、冬でも障がいのある方が利用できる施設や、ウインタースポーツを体験できる設備等を期待する意見も寄せられました。

主な意見
<ul style="list-style-type: none"><li>● 指導員や障がいのある方をサポートできる職員が常駐してアドバイスしてもらえる体制にしてほしい。</li><li>● 「人目を気にせず体を動かせる場」「仲間等と悩みを共有できる場」となってほしい。</li><li>● 障がいのある方、ない方の共用利用や交流ができる機会、環境づくりを障がい者スポーツセンターが行ってくれることを期待したい。</li><li>● スポーツを始めるきっかけとして当事者同士が誘い合うケースがあるので、障がい当事者がスタッフとして勤務することで、雇用の創出だけではなく、スポーツを始める人の増加につながるのではないか。</li><li>● 子供は広い場所で体を動かしたいと考えているので、冬でも自由に走れる場所やプールができるとよい。</li><li>● 札幌の特徴は雪に親しむことが出来ることなので、屋内で体験できる道具を整備するなど、ウインタースポーツを楽しめるようなセンターになれば良い。</li></ul>

#### ④ センターに必要な機能、重視すべきポイント

「センターに必要な機能、重視すべきポイント」については「柔軟性」「アクセス性」「周辺施設との連携」に関する意見が主に寄せられました。

柔軟性の面では、大会の会場として使用できると同時に少人数でもスペースを区切って利用できるような機能、様々なイベントの開催に対応できるような広いエントランスの設置を求める意見や、障がいのある方が利用に際してトラブルに陥った際もスムーズに対応できるようなスタッフ研修の充実を求める声がありました。

アクセス性の面では、駐車場の設置や公共交通(特に地下鉄駅)からのアクセスの良さを望みつつ、単なる駅からの時間や距離ではなく、障がいがあっても不自由なく施設に足を運べるための対応を望む意見がありました。

周辺施設との連携の面では、センター以外にも既存施設を活用するなどして、障がいのある方が利用しやすい施設を複数整備することを求める意見や、センター整備地周辺エリア全体のユニバーサルデザインの推進を重要視する意見がありました。

主な意見
<p>【柔軟性】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● プールや大きな体育館が備えてあると、日常的な利用だけでなく、大会会場としても利用できてよいと思うが、一方で、少人数でも半面ずつ区切ってより多くの人やグループが利用できるような、柔軟な利用に対応できる施設であってほしい。</li><li>● 絵画作品の展示会や障がい者スポーツの体験会等、様々なイベントを柔軟に開催出来るような広いエントランスを備えてほしい。</li><li>● スタッフには障がい当事者の事情や手話などの知識の習得のほか、利用者がトラブルに陥った結果、問題行動を起こしてしまった時などにスムーズに対応できるよう、研修を定期的に実施するなどスキルアップに向けた取組を行ってほしい。</li></ul>
<p>【アクセス性】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 駐車場の設置や地下鉄をはじめとする公共交通からの利便性といった意味でのアクセス性は非常に重要である。中心市街地から多少離れていても、駅からすぐ施設に着くならその点は大きな問題にはならないが、最寄り駅から遠い場合は、定期的なシャトルバス輸送が必要である。</li><li>● 単なる駅からの時間や距離という意味での速さより、「道が平坦である」「雪が無くて歩きやすい」というような利便性を重視してほしい。例えば既存施設の1つは、健常者が歩いた場合、駅から徒歩10分の距離にあるが、坂道があり、降雪期があることも踏まえると、障がい者にとってはアクセス性が良いと言えない状況である。</li></ul>
<p>【周辺施設との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 障がい者スポーツセンターの早期の整備を期待するとともに、障がい者が気軽にスポーツを実施できるよう、センター以外にも既存施設を活用するなどして、障がい者が利用しやすい施設が複数存在しているとありがたい。</li><li>● 障がい者スポーツを実施しやすい環境をつくるために、拠点としてのセンター整備に加え周辺の公共施設との連携や、センター整備地周辺エリア全体のユニバーサルデザインの推進も重要である。</li></ul>

## ⑤ センターに必要な設備

「センターに必要な設備」については、盲導鈴や筆談が出来るボードの設置等、障がい特性に応じたハード面の整備に加え、異性介助への配慮などソフト面での使いやすさを求める意見や、利用者が障がいの有無に関係なく楽しめるユニバーサルデザインに関する設備についての意見がありました。

主な意見
<ul style="list-style-type: none"><li>● 盲導鈴と点字ブロック、また共用利用の際、音の遮断が出来るような仕組み(遮音壁が理想だが、困難であればシートのようなものでも可)があると良い。</li><li>● 施設案内用の電光掲示板を設置してほしい。また、窓口には紙や筆談ができるボードや文字が表示される透明なディスプレイなど、筆談が出来る体制を整えてほしい。</li><li>● 当事者と介助者が異性であるケースが多く、その場合、現状では、更衣室を使えないこともあるため、異性介助に配慮した空間が必要である。</li><li>● 車いすが複数台入れるようなエレベータを備えている既存施設が無いので、設置してもらえたとありがたい。</li><li>● 障がいの有無に関係なく楽しめるユニバーサル遊具がある施設が札幌市内にはないので、センターに備えてもらえたとありがたい。</li></ul>

## 4. 札幌市の障がい者スポーツが抱える課題・解決のための視点

第2章－3「札幌市の障がい者スポーツの現状」を踏まえると、札幌市の障がいのある方は、スポーツ実施意欲は高いと考えられるため、阻害要因となっている課題が解決すれば、スポーツ実施につながる可能性が高いものと想定されます。

については、障がいのある方がよりスポーツに親しみやすい環境を実現するために、札幌市の障がい者スポーツが抱える課題と解決にあたっての視点を整理しました。

### (1) 障がいのある方が運動・スポーツをしやすい環境の拡充

#### ① 障がいに配慮された設備・備品が十分にある場所の確保

障がいのある方は、障がいの種類によっては公園等の屋外での活動や民間施設での活動が難しいことから、公共施設で十分に運動・スポーツができる環境整備が必要です。

公共施設のうち、既存の区体育館・温水プールでは、障がいに配慮された設備が不十分です。また、障がいのある方以外の利用もあるため、障がいのある方の利用希望をすべて叶えられるとは限りません。

札幌市が提供する障がいのある方向けのスポーツ実施環境としては、札幌市身体障害者福祉センターと市立札幌みなみの杜高等支援学校等の学校開放事業があります。札幌市身体障害者福祉センターは、身体障がいのある方向けの施設であり、団体利用が主です。市立札幌みなみの杜高等支援学校等の学校開放事業は、障がいのある方が所属する団体を対象としています。身体障がい以外の障がいのある方に合った施設や、個人利用のための施設は整備されていません。

これらの既存施設の状況を踏まえると、障がいのある方のスポーツ実施環境を充実させるためには、自宅以外にも、様々な障がいに配慮された環境が整っていて、気軽に行きやすく、安心して利用できるとともに、常に障がいのある方が優先的に使える施設の整備が求められます。また、団体利用だけでなく、個人で訪問しても、スポーツができる環境も求められます。

さらに、事前の予約が必要であったり、団体利用が主な状況では、決まった時間に団体が提供する種目以外を体験する機会は限られます。障がいのある方が幅広いスポーツに触れ、安心して実施できる運動・スポーツを見つけられるような機会の提供が求められます。

様々なスポーツを体験する機会を提供するにあたって、用具・用品の準備がない種目があることも課題といえます。障がいのある方が優先的に利用できるスポーツ施設に用具・用品を整備し、必要に応じて障がいのある方向けの用具・用品がない既存施設に貸し出す、といった地域各地で様々な障がい者スポーツを行いやすくする仕組みが求められます。

課題	課題解決のための視点
<ul style="list-style-type: none"><li>障がいの種類によっては、屋外や民間施設でスポーツを実施することが難しい。公共施設での環境整備が必要。</li><li>一方で、既存の公共施設は、障がいに配慮された設備が十分にない施設がほとんどである。</li><li>区体育館等は市民全体のための施設であり、予約が埋まっている等で障がいのある方の利用希望を満たせない可能性もある。</li><li>既存の障がいのある方向けのスポーツ実施環境は、身体障がいのある方向け施設と、団体利用向けの学校開放事業がある。様々な障がいの種類に対応した施設や、個人が気軽に訪れられる運動・スポーツを行う場が限られている。</li><li>団体が提供する種目以外を体験する場は限られる。障がい者スポーツ種目の中には用具がない種目もあり、貸出が十分にできていない可能性がある。</li></ul>	<p>視点① 障がいに配慮されたスポーツ環境の整備</p> <p>視点② 障がいのある方がいつでも気軽に利用できる場の整備</p> <p>視点③ 様々な種目を体験できる機会の提供</p>

## ② 介助者やサポート・指導員に気軽に相談できる環境の構築

現状、障がいのある方が自分にどんなスポーツができるかわからないためスポーツができなかったり、関係団体が指導者不足の問題を抱えたりしています。これらの状況は、専門人材が常駐している施設がないため、障がいのある方個人や関係団体が気軽に運動・スポーツを行う方法や自身の健康状態等に合った種目や運動・スポーツの程度等を相談できる場が限られていることに起因すると考えられます。アンケート調査では、週1回以上運動やスポーツをできなかった理由として、「健康・体力に不安」が最も多くなっており、こうした不安を解消することは、これまで運動・スポーツを実施していなかった方がスポーツを始めることに特に効果的であると考えられます。

現状の改善に向け、専門人材が常駐する環境を整え、スポーツ医事相談の実施など、いつでも障がいのある方や支援する方・団体が相談したり、指導を受けたりできる環境を整備することが求められています。

### 課題

- 専門人材が常駐する環境がないため、障がいのある方・関係団体が指導員等に相談できる場が限られることが課題。

### 課題解決のための視点

#### 視点④

専門家に気軽に相談できる場の整備

## (2)人材育成

障がい者スポーツ関係団体は、指導者等の人材の不足や高齢化等の課題を抱えています。

また、他の政令市と比較し、登録指導員1人当たりの障がい者数が多い、つまり障がいのある方にとっては、指導員と接する機会が少ないと感じやすい状況にあることも札幌市の障がい者スポーツの課題といえます。現在の指導員と障がいのある方・関係団体をつなぐ仕組みだけでなく、障がい者スポーツに関する教育の機会の場を拡充し、介助者やサポートする方、指導員を増やすための取組を行っていくことも必要です。

### 課題

- 関係団体は、人材不足や後継者不足を懸念している。
- 他の政令市と比較し、登録指導員数1人当たりの障がい者数が多い。(障がいのある方にとっては、指導員と接する機会が少ないと感じやすい。)

### 課題解決のための視点

#### 視点⑤

指導員、介助者等を増やす人材育成機会の充実

### (3)情報発信

スポーツができなかつた理由として、「何ができるかわからない」、「身近に機会、きっかけがない」、「スポーツができる場所や教室、参加できる種目などの情報がどうすれば得られるかが分からない。」という意見が挙げられています。これら意見を踏まえると、スポーツの実施機会に関する情報が障がいのある方に十分に届いておらず、スポーツの機会に恵まれない方もいると考えられます。

そのため、障がいのある方が十分にスポーツをする機会に触れるためには、「(1)障がいのある方が運動・スポーツをしやすい環境の拡充」とあわせて、障がい者スポーツに関する情報発信を行っていく必要があります。

また、札幌市では、障がい者スポーツの経験を有する市民の割合が低く、「第2期札幌市スポーツ推進計画」で札幌市が目指す、ひとつひとがスポーツでつながる共生社会の実現のために改善が必要です。この状況を解消するため、障がいのない方に対しても、障がい者スポーツに関する情報を発信したり、障がい者スポーツを観戦する機会や体験する機会を充実させたりすることが求められます。

#### 課題

- ・ 障がいのある方は、スポーツができなかつた理由として、スポーツに関する情報などに起因する「何ができるかわからない」や「身近に機会、きっかけがない」を挙げている。
- ・ 障がいのある方に、障がい者スポーツに関する情報が行き届いていない。
- ・ 障がい者スポーツを体験したことのある市民が少ない。障がいのある方とない方のスポーツを通じた交流機会が乏しい。

#### 課題解決のための視点

視点⑥  
障がいのある方への情報発信

視点⑦  
障がいのない方への情報発信、体験機会の提供

### (4)障がい者スポーツに係るネットワークの構築

(1)から(3)で記載してきた、「指導・相談」「人材育成」「情報発信」などの課題の解決に向けては、行政、障がいのある方や障がい者スポーツ関係団体などの当事者、障がい者スポーツの実施に欠かせない医療・福祉・教育等の知見を持つ専門家や団体などの関係者・関係機関の間でネットワークを構築し、連携・協力・情報共有などを図っていくことが重要であると考えられます。こうしたネットワークを構築し、機能させていくためには、中心的な役割を担う存在、拠点が必要です。

さらに、現状、障がい者スポーツは、既存施設の団体利用での活動が主であり、普段参加している団体以外の活動を知る機会は限られていると考えられます。障がいのある方個人が様々なスポーツに触れる機会を得るために、スポーツを実施している団体と出会う場や、障がいのある方同士・関係団体同士が情報交換するような場を設けることが望ましいと考えられます。

#### 課題

- ・ 「指導・相談」「人材育成」「情報発信」などの課題の解決に向けては、行政、障がい者スポーツに関する当事者や医療・福祉・教育の専門家などの関係者・関係機関の間でのネットワークの構築が重要。
- ・ 障がいのある方同士、関係団体同士の交流・連携・情報交換などの機会も少ない。

#### 課題解決のための視点

視点⑧  
関係者・関係機関の間でのネットワークの構築

視点⑨  
障がいのある方や団体同士の交流・連携・情報交換

## 第3章 障がい者スポーツの将来像

### 1. 障がい者スポーツを推進する拠点の必要性

前章では、札幌市の障がい者スポーツが抱える課題と、課題を解決するための視点を整理しましたが、これらの視点を踏まえると、以下のことを導くことができます。

- 障がいのある方がいつでも気軽に安心してスポーツを行うことができる環境を実現するため、障がいに配慮された設備・用具・用品が整備され、常に、相談や指導に対応できる障がい者スポーツの専門人材がいる障がい者スポーツ実施環境が必要です。
- 介助者やサポートができる方、指導員など障がい者スポーツを支える人材を増やす人材育成の機能を充実させることも必要です。人材育成を効果的に行うためには、専門人材が集約し、実際に障がい者スポーツが行われる環境に、そうした機能を持たせることが適当です。
- 障がい者スポーツを体験・実施できる機会など、障がい者スポーツに関する情報を集約し、障がいのある方や家族・関係団体、医療・福祉・教育の現場等に発信していくことも重要です。情報の集約・発信の拠点機能については、関係者・関係機関等が、障がい者スポーツによる交流などを通じて、情報交換や知見の共有、それぞれの課題の相談などを行うことができる、障がい者スポーツ実施環境が担うことがふさわしいと考えられます。
- 上記の取組を効果的に進め、障がい者スポーツの実施環境を充実させていくためには、地域のスポーツの専門家や医療・福祉・教育の現場等との連携が重要です。そのためには、連携の中核となる役割を担う存在と活動の拠点が必要となります。
- その他、市全体における障がい者スポーツ実施環境の向上のため、他の既存施設等に対し、必要な指導員や用具・用品を提供できる機能など、札幌市の障がい者スポーツの諸課題の解決に資する機能を備える必要があります。  
また、障がいのない方に対しても、障がい者スポーツに関する情報の発信を行うとともに、障がいの有無に関わらず、ともに障がい者スポーツを体験・実施できる機会を創出する等の取組は、共生社会の実現に向けて、非常に重要と考えられます。

上記のとおり、実際に障がい者スポーツを実施できる環境(施設・設備等)に加えて、「指導・相談」「人材育成」「情報発信」「ネットワーク」のそれぞれに対応するためのソフト的な取組を進めていくことが重要です。

また、これらの取組を効果的に進めていくためには、関係者の活動拠点が不可欠です。

以上を踏まえると、障がい者スポーツ機能と関係者の活動拠点機能を併せ持つ障がい者スポーツ推進の拠点、「障がい者スポーツセンター」の整備が必要です。

## 札幌市における障がい者スポーツセンターの必要性

施設・設備等	<ul style="list-style-type: none"><li>障がいの種類によらず、いつでも気軽に運動・スポーツができる環境として、様々なスポーツができるような諸室・用具・用品等が整備されている施設を市内のどこからでも利用しやすい場所に整備し、スポーツを気軽に実施できる障がい者を増やす必要がある。(視点①、②)</li><li>様々な障がい者スポーツを身近で体験できるように、既存施設等に、障がい者スポーツの専門人材や用具等を提供し、体験機会を提供する拠点が必要である。(視点③)</li></ul>
指導・相談	<ul style="list-style-type: none"><li>指導員や介助者等、障がい者スポーツの専門人材が常駐し、障がいのある方がスポーツのやり方等を相談して指導を受ける場、関係団体の課題を相談できる場を整備する必要がある。(視点④)</li></ul>
人材育成	<ul style="list-style-type: none"><li>指導員や介助者、サポートができる方など障がい者スポーツを支える人材を増やすため、障がい者スポーツに関する知見を学ぶことのできる人材育成の拠点が必要である。(視点⑤)</li></ul>
情報発信	<ul style="list-style-type: none"><li>障がいのある方や家族・関係団体、医療・福祉・教育の現場に対し、スポーツに関する情報やスポーツを体験・実施できる機会に関する情報を発信し、障がいのある方がスポーツに関する情報を得て、始める・続ける機会を増やすことが必要である。(視点⑥)</li><li>障がいのない方に対しても、障がい者スポーツに関する情報や障がい者スポーツを体験・実施できる機会について情報発信し、共生社会を実現する必要がある。(視点⑦)</li></ul>
ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"><li>障がい者スポーツに関わる人・団体のネットワーク構築に向けて、中心的な役割を担う存在、拠点が必要である。(視点⑧)</li><li>障がいのある方同士、関係団体同士の交流や情報交換などができる機会、場所も必要である。(視点⑨)</li></ul>

**上記の必要性に対応するためには、  
札幌市の障がい者スポーツを推進する拠点として、障がい者スポーツセンターを整備することが必要である。**

## 2. 札幌市の障がい者スポーツの将来像

札幌市の障がい者スポーツの将来像としては、障がい者スポーツセンターを拠点とし、誰でも・いつでも・安心して気軽にスポーツができる機能、障がい者スポーツを支え、伝え、育てる機能、人々がつながり、支えあい、ともにスポーツができる機能を発揮することで、区体育館、温水プール、学校など、他の公共施設も含めた地域全体で障がい者スポーツがしやすい環境を構築し、障がい者スポーツを通して、障がいのある方のより豊かな生活の実現や共生社会の実現を目指します。

障がい者スポーツセンターを拠点に、他の公共施設を含めた、障がい者スポーツの実施環境を整備します。これらの施設と障がい者スポーツセンターとの連携により、気軽に障がい者スポーツができる機会の拡充を図ります。

また、他の公共施設等と連携することで、ウインタースポーツなど特別な環境が必要なスポーツにも、障がいのある方がアクセスできる環境を目指します。なお、他の公共施設については、バリアフリーの観点から必要となる施設改修を順次実施するとともに、障がい者スポーツ実施の際に必

要となる用具・用品については、障がい者スポーツセンターが貸与します。施設機能を適宜向上させつつ、障がい者スポーツ実施の場を順次拡大させます。

障がい者スポーツの実施環境の整備と同時並行で、関係者との連携も強化し、運営体制を構築します。障がい者スポーツ団体との連携により、障がい者スポーツセンター及び市内の障がい者スポーツが実施の場における担い手を確保します。

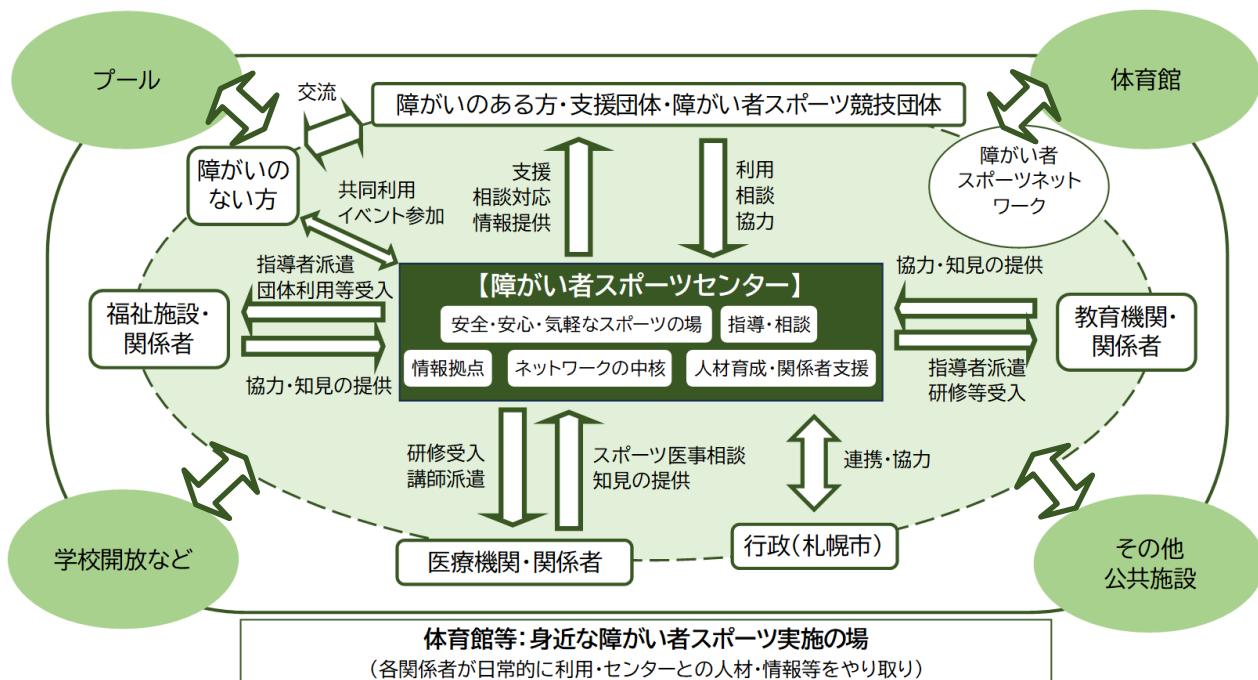
さらには、障がい者関係団体や医療・福祉・教育の現場との連携を強化することで、障がい者スポーツの実施率や実施頻度の促進に留まらず、リハビリ等からスポーツへの円滑な移行や様々な知見の共有、人材の育成等を図ります。

加えて、地域の障がい者スポーツの拠点として、地域内の関係者のみならず全国で障がい者スポーツ(特に競技スポーツ)の振興に取り組む団体とのネットワークを持ち、地域で競技力向上を目指す個人・団体が適切な指導・サポートを受けられる環境づくりを目指します。

あわせて、各団体の交流も促し、障がい者スポーツに係る課題のみならず、互いが抱える悩みや課題を共有できる拠点となること、さらには、スポーツセンター内で障がいに関する知見が蓄積されることで、障がいのある方が抱える様々な悩み・課題を、スポーツを通して解決していくことができる状態を目指していきます。

そして、障がいのある方だけでなく、障がいのない方にも障がい者スポーツを広め、共生社会の実現に貢献します。障がい者スポーツに関する情報の発信、障がいのある方とない方がともに楽しむことのできるスポーツ体験の提供を通して、障がいを理解し、互いの違いを尊重する「共感※に基づく心のバリアフリー」を醸成します。

## 【札幌市の障がい者スポーツの将来像(イメージ)】



※共感：ここでは、相手と感情を共有したり、相手の心情に同調すること(シンパシー)のみならず、相手の立場になり、相手の意思や感情を共有すること及びその能力(エンパシー)をいう。

## 第4章 (仮称)札幌市障がい者スポーツセンターの基本理念・基本方針

(仮称)札幌市障がい者スポーツセンターは、「障がい者スポーツを「する」「支える」「広める」拠点となり 誰もが・いつでも・安心して・誰とでもスポーツを楽しむことができる共生都市さっぽろを実現する」を理念とし、札幌市障がい者スポーツの中核的施設と位置付けます。

障がいのある方にとっての安全・安心・気軽なスポーツの場となるとともに、障がい者スポーツの担い手への支援や情報発信、人材育成に取り組みます。また、障がいのある方と指導員等の専門人材、関係機関同士をつなぐ取組や、障がいのある方とない方の交流を促進します。施設内外での交流活動や普及活動を行い、障がい者スポーツを地域に広める役割を担います。

### <基本理念・基本方針>

基本理念	障がい者スポーツの「する」「支える」「広める」拠点となり 誰もが・いつでも・安心して・誰とでもスポーツを楽しむことができる 共生都市さっぽろを実現する
基本方針	<p><b>1. 誰でも・いつでも・安心して気軽にスポーツができる拠点</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・障がい者スポーツに適した環境と運営体制を十分に備え、誰もがいつでもスポーツを楽しむことができる環境を常に提供します。</li><li>・誰もが安心して取り組むことができるよう、障がいの特徴にあったサポートや指導を行います。</li><li>・全ての利用者が円滑かつ快適に利用できるユニバーサルデザインの施設とともに、冬季を含む公共交通機関からのアクセス性の向上や周辺の公共施設との連携などにより、面的なユニバーサルデザインの推進を図ります。</li><li>・障がいの有無に拘らず、四季を通じて様々なスポーツを楽しむことができるよう、他の公共施設・スポーツ施設と協力して、雪国さっぽろの特色を生かしたウインタースポーツの振興にも取り組みます。</li></ul> <p><b>2. 障がい者スポーツを支え、伝え、育てる拠点</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・障がい者スポーツに取り組みたいと考えている障がいのある方や障がい者スポーツの機会を提供する団体等に寄り添い、必要な支援をします。</li><li>・札幌市の障がい者スポーツを支える指導員や介助者・サポートできる方を増やすための取組を行います。</li><li>・誰もが行いたいスポーツができるよう、また、障がい者スポーツに対する正しい理解が進むよう、障がい者スポーツに関する情報を届けます。</li><li>・障がい者スポーツの指導員やボランティアを育成するための取組を行います。</li><li>・競技スポーツに取り組む個人・団体の挑戦を支え、競技力向上に資する取組を実施します。</li></ul> <p><b>3. 人々がつながり、支えあい、ともにスポーツができる社会の拠点</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・障がいのある方とスポーツの指導をする方、障がいのある方への支援を担う方とスポーツに関わる方など、障がい者スポーツを行う・支える方同士をつなぐ拠点とします。</li><li>・既存の公共施設や医療・福祉・教育の現場と協力して、本施設以外の場所でも活動を行い、札幌市の様々な場所で障がい者スポーツを体験・実施する機会を作ります。</li><li>・障がいのない方が障がい者スポーツに触れる機会を作り、障がいのある方との交流を促します。</li></ul>

## 【関係機関等との連携について】

センターの基本理念・基本方針を実現するためには、関係機関等との連携が重要となります。

他都市の事例などを参考に、想定される連携内容等の主なものを下表に記載します。

なお、連携に関する詳細やこれらの連携を踏まえたセンターの運営体制、センターを核とした障がい者スポーツネットワーク等については、引き続き、検討を行っていきます。

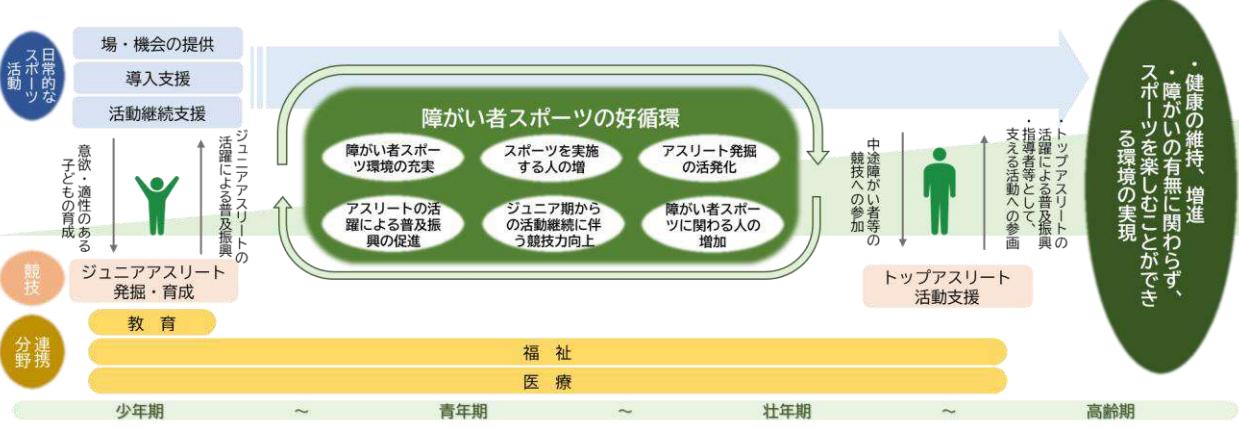
関係者・団体	連携内容や期待される役割等(主なもの)
障がい者関係団体・障がい者スポーツ関係団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●センターに備える支援・相談機能に関する連携や協力</li> <li>●アスリートの発掘・育成・支援、競技力の向上に関する連携や協力</li> <li>●運動、スポーツ活動の継続支援に係る連携や協力</li> <li>●知見の提供、人材育成への協力</li> <li>●団体同士の相互交流によるネットワーク機能の高度化</li> </ul>
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スポーツ医事相談、リハビリ相談、健康相談等の実施</li> <li>●医・科学的知見を通した競技力向上に関する助言</li> </ul>
福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設への指導者やスタッフの派遣(出張教室の実施等)</li> <li>●施設の運動プログラムや行事等での団体利用</li> </ul>
教育機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別支援学校等の行事等での団体利用</li> <li>●学校への指導者等の派遣(体育、保健体育の授業・部活動・課外活動に係る連携等)</li> <li>●障がい者スポーツ体験、理解啓発等に係る講師</li> <li>●障がいのある生徒・児童に向けた運動指導に関する教員研修</li> <li>●中学・高校等の職場体験の受入</li> <li>●用具の貸与</li> <li>●インターンシップ</li> </ul>
その他事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スポーツ用具相談(装具事業者等)</li> </ul>
各機関共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>●イベント・教室等への参加・協力</li> <li>●情報発信への協力</li> <li>●専門的知見を踏まえたセンターの運営や障がい者スポーツ環境等への指導・助言</li> </ul>

※表中の関係機関に関しては、基本的には、センターを核とした障がい者スポーツネットワークへの参画を想定。

これらの関係機関等と連携しながら、障がいのある方それぞれのライフステージ毎に、個々のニーズ等に合わせて、日常的なスポーツ活動または競技活動に対応した取組を行っていきます。

こうした取組を通して、障がい者スポーツの好循環を生み出し、(仮称)札幌市障がい者スポーツセンターの果たすべき役割である「障がいの有無に関わらず、スポーツを楽しむことができる環境の実現」「障がいのある方の健康の維持、増進」につなげていきます。

## 【障がいのある方のライフステージ毎のスポーツ活動・取組等のイメージ】



## 第5章 (仮称)札幌市障がい者スポーツセンターの基本的な要件

### 1. 施設の方向性

前章の基本理念・基本方針に基づき、様々な障がい種別に対応できる設備・機能を備えた施設とともに、様々な障がいがある方への情報保障や利便性の高い施設運営の観点から、館内掲示や情報発信、来館時の受付や予約等において、デジタル技術を活用していきます。

また、障がいに対する知識や経験を備えた指導者やスタッフを配置し、安心してスポーツを行えることはもとより、スポーツ導入支援から競技力向上まで、幅広く対応できる運営体制を構築します。

さらには、情報拠点や人材の育成・供給の機能を担うとともに、障がい者スポーツネットワークの中核として関係機関や競技団体、医療・福祉・教育などの関連分野との連携なども行います。

### 2. 施設の基本要件(ハード面)

#### (1) 施設機能(諸室)及び規模

他の政令指定都市の障がい者スポーツセンターにおいて、概ね整備されている機能としては、「体育館」、「プール」、「トレーニング室」、「多目的室等(サブアリーナ、小体育館等)」、「卓球室(サウンドテーブルテニス室を含む)」が挙げられます。

また、ランニングコースについては、積雪寒冷地である札幌市においては、冬季の安心・安全なスポーツ実施環境の確保の観点から、ニーズが高いものと考えられます。

実際に整備する機能や施設の規模等については、他都市の事例を参考に、今後、詳細を整理します。

【参考:他の政令指定都市の障がい者スポーツセンターの状況】

都市名	横浜市	名古屋市	大阪市	堺市	
施設名	横浜ラポール	名古屋市障害者スポーツセンター	長居障がい者スポーツセンター	舞州障がい者スポーツセンター	堺市立健康福祉プラザスポーツセンター
延床面積	28,817 m <sup>2</sup>	4,480 m <sup>2</sup>	8,503 m <sup>2</sup>	14,373 m <sup>2</sup>	4,476 m <sup>2</sup>
屋内	体育館	○	○	○	○
	ランニングコース	○	—	—	—
	プール	○	○	○	○
	トレーニング室	○	○	○	○
	多目的室等	○	—	○	—
	卓球室、STT室	○	○	○	—
	ボウリング室	○	—	○	—
屋外	屋外運動場	○	—	○	—
	アーチェリー場	○	—	○	—
その他諸室(主なもの)	シアター	観覧席、会議室	会議室	研修室、宿泊室	—(併設施設にあり)

都市名	京都市	神戸市	広島市	福岡市	北九州市
施設名	京都市障害者スポーツセンター	神戸市立市民福祉スポーツセンター	広島市心身障害者福祉センター	福岡市立障がい者スポーツセンター	北九州市障害者スポーツセンター
延床面積	6,995 m <sup>2</sup>	5,573 m <sup>2</sup>	7,117 m <sup>2</sup>	4,666 m <sup>2</sup>	10,234 m <sup>2</sup>
屋内	体育館	○	○	○	○
	ランニングコース	○	—	—	—
	プール	○	○	○	○
	トレーニング室	○	—	○	○
	多目的室等	○	—	○	○
	卓球室、STT室	○	—	○	○
	ボウリング室	—	—	—	—
屋外	屋外運動場	—	—	—	—
	アーチェリー場	○	—	—	○
その他諸室(主なもの)	会議室	—(併設施設にあり)	会議室、印刷室	講習室	会議室

※R3 年度障がい者スポーツの活動拠点の整備に向けた調査業務報告書(札幌市)、施設 HP 等をもとに作成

施設の規模や機能等については、今後、関係者等の意見を参考にしながら、具体的な内容を検討、整理していきます。

なお、上記に加え、整備地周辺の状況により、グラウンド等の設置や周辺施設との連携等も検討します。

## (2)施設の立地

施設の立地については、アクセス性、面積、土地規制等を考慮のうえ、今後、検討を進め、構想策定後の整備基本計画の中で、整理していきます。

特にアクセス性に関しては、積雪寒冷地である札幌市の気候事情も踏まえ、障がいのある方に係る「移動のバリアフリー」の視点で公共交通機関(地下鉄)からのアクセスの円滑化の観点は非常に重要な要素と考えられるため、特に慎重に検討する必要があります。

## 3. 施設の基本要件(ソフト面)

### (1)障がいのある方がいつでも気軽に利用できる機会の提供

障がいのある方が1人で来館しても安心して利用・参加できるよう、パラスポーツ指導員などを配置した個人利用の時間帯を設けます。また、障がいのある方が用具を持参しなくてもスポーツができるように各種スポーツ用具や器具を配備します。

#### <取組例>

障がいのある方が個人で利用・参加できるプログラムの実施

障がい者スポーツ用具の貸出 など

### (2)指導・相談機能

スポーツをこれから始める障がいのある方に対し、安全に配慮した指導、障がいのある方の個々の事情に合った継続的なスポーツ実施に関する助言、地域の活動拠点(チーム・クラブ・サークル等)につなぐ役割を担います。

#### <取組例>

医事・スポーツ相談事業、地域への出張教室 など

### (3)人材育成機能

パラスポーツ指導員やボランティアをはじめとした、障がい者スポーツを支える人材の育成や、障がい者スポーツに関わる方へのノウハウの提供を行います。

#### <取組例>

- パラスポーツ指導員養成講習会、ボランティアスキルアップ研修会
- 障がい者スポーツ支える人材と活動の場とのマッチング
- 各団体や地域への指導者の派遣 など

### (4)情報拠点機能

誰もが見やすく、理解しやすい情報発信ツールを整備し、障がい者スポーツに関する取組やイベント、大会等の情報収集や情報提供を行うほか、スポーツに馴染みのない障がいのある方にスポーツを実施してもらうための情報発信を行います。

#### <取組例>

- ホームページのバリアフリー化(音声読み上げ機能)・ユニバーサルデザイン化
- 障がい者スポーツに関するノウハウの蓄積・活用
- 障がい者スポーツセンターの社会科見学 など

### (5)ネットワーク機能

上記(1)～(4)の機能を効果的に実施するため、また障がい特性や運動・スポーツ等に関する高い知見及び専門性を持つ人材の配置、障がい種別、年齢などに応じた多様なプログラムの構築などを円滑に行うために、医療・教育・福祉などの関係機関・団体との強固なネットワークを構築します。

## 第6章 (仮称)札幌市障がい者スポーツセンターの整備手法等について

### 1. 整備手法

障がい者スポーツセンターの整備については、施設の新設、既存施設の建替えまたは既存施設の活用といった手法が考えられ、前章で記載した施設の基本要件等を踏まえて今後検討してまいります。

なお、施設の新設または既存施設の建替えによる場合の整備にあたっては、施設の効果を高め、利用者の利便性の向上を図ることや持続可能な公共施設マネジメントの観点から、類似・関連する機能を持つ施設の複合化等について検討します。

【参考:建て替え時期が近い既存施設】

	施設名	建築年度	建替え時期(※)
1	月寒体育館	1971	2031
2	中島体育センター	1979	2039
3	厚別区体育館、手稲区体育館	1981	2041

※木造:45年、非木造:60年(H5以降に建築された施設は80年)として算定

«類似・関連施設の複合化等の検討に当たっての考え方»

障がい者スポーツセンターの類似・関連施設として、以下に該当する場合などに機能の統合や施設の複合化等を検討します。

- ◆障がいのある方の運動・スポーツ関連機能など、障がい者スポーツセンターに備えるものと重複する機能を有する施設
- ◆障がい者スポーツセンター内にあることで、施設の効果を高めることが期待される機能や組織等を有する施設

なお、元の施設から支障なく必要な機能のみを障がい者スポーツセンターに統合できる場合は、当該機能のみの統合を検討しますが、そうした一部機能のみの単純な統合が難しい場合などは、施設全体の複合化を図ることを検討に当たっての基本的な考え方とします。

## 複合化を検討する類似・関連施設の例

札幌市身体障害者福祉センター(西区二十四軒2条6丁目)	
施設概要	<p>1 設置根拠・目的 身体障害者福祉法第31条に定められ、第28条第2項にて市町村が設置できる施設。身体障がい者に対する福祉増進を図るため、身体障がい者に関する各種の相談に応じ、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。</p> <p>2 関連業務内容 相談事業、機能回復訓練事業、 スポーツ教室・文化系講座の開催等</p> <p>3 施設概要 延べ床面積 5276.31 m<sup>2</sup> S53年(1978年)建築</p>
理由	<p>◆同施設に所在する札幌市障がい者更生相談所が担っている障がい程度の審査、身体障害者手帳等の相談・判定、補装具製作業者等への専門的な知見の提供など他機関への助言・指導業務など、身体障がい者に対する更生援護機能を集約することで、障がい者スポーツセンターの拠点機能の強化が期待できる。</p> <p>◆身体障害者福祉センターの持つ機能回復訓練等を入り口として障がい者スポーツにシームレスにつなげることで、障がい者スポーツの裾野拡大につながる。</p> <p>◆体育館など障がい者スポーツセンターでも整備が見込まれ、目的が重複する諸室を有していることから、当該機能を集約することにより、施設の有効活用や運営コストの削減が期待できる。さらには、各種相談の実施等によるコーディネート機能や情報拠点としての役割、障がい者の機能回復訓練・健康づくりのサポート機能などを集約することで、利用者の利便性の向上が期待できる。</p>



	視聴覚障がい者情報センター（中央区大通西19丁目）
施設概要	<p>1 設置根拠・目的 身体障害者福祉法第34条に定められ、第28条第2項にて市町村が設置できる施設。無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障がい者用の録音物、聴覚障がい者用の録画物等を製作し、もしくはこれらを視聴覚障がい者の利用に供し、点訳もしくは手話通訳等を行う者の養成・派遣などの便宜を供与する。</p> <p>2 関連業務内容 視覚障がい者家庭・社会生活訓練事業、 聴能言語訓練・社会生活教室等</p> <p>3 施設概要 延べ床面積 3265.6 m<sup>2</sup> S56年(1981年)建築</p> 
理由	◆視聴覚障がい者の社会参加と自立促進を目的に、点字図書・録音図書、手話や字幕を挿入した映像資料などの情報提供を行っており、障がい者スポーツの理解促進・普及啓発への寄与が見込まれるほか、レクリエーション活動など文化活動支援、生活に必要な訓練等を通した生活文化の向上を図っており、その手段として、障がい者スポーツの効果的な活用が期待できる。

#### [両施設共通事項]

- ◆札幌市身体障害者福祉協会や札幌市障がい者スポーツ協会、札幌聴覚障害者協会、札幌盲ろう者福祉協会といった障がい者スポーツセンターの運営にあたって連携すべき関係団体の事務所が存在しており、これらの関係団体が障がい者スポーツセンター内に所在することで、障がい者への情報発信や団体相互の連携など、施設の効果をより高めることが期待できる。
- ◆共用部分のほか重複する機能等の統合により、限られた本市の都市空間における施設総量の抑制が図られる。
- ◆両施設とも設備等が老朽化し、近い将来に建替えの検討なども避けられない中、これらの課題をより一体的に解決することができる。

## **2. 事業費等**

整備や運営に要する事業費については、今後検討予定の整備手法、施設の規模や機能等を踏まえて算出します。

また、事業の実施に当たっては、その時点で活用可能な補助制度等を最大限に活用します。

## **3. 施設の利用区分**

障がいのある方とない方のスポーツを通じた交流機会の創出などの観点から、障がい者スポーツセンターについては障がいのある方の専用利用ではなく、優先利用を想定します。

## **4. 事業手法**

施設規模等を整理した後、整備手法に応じて、従来的手法や PPP/PFI 的な手法について、検討していきます。

## 第7章 構想策定後の整備の推進について

### 1. 障がい者スポーツセンター整備までの取組について

ハード面については具体的な整備候補地の決定や、類似・関連施設との複合化等の検討課題の解決に一定程度の期間を要します。

一方で、障がい者スポーツセンターの整備を見据え、ソフト面の取り組みについては施設整備を待たずに進めていく必要があります。

については、十分な環境とは言えないまでも、障がいのある方がいつでも気軽に利用できる機会を提供し、指導・相談、情報の提供・集約等の活動を通じて人材育成や関係機関・団体とのネットワークの構築などを行うため、既存の市有施設に障がい者スポーツの暫定的な活動拠点（以下「暫定拠点」という。）を設置し、実行可能なソフト施策について順次取り組むことで、障がい者スポーツセンター整備に向けた体制構築や障がい者スポーツの普及促進を行っていきます。

### 2. 暫定拠点について

#### （1）暫定拠点の場所

■選定条件：他都市の障がい者スポーツセンターの多くは体育館とプールが併設されており、体育館同様、プールについても障がいのある方からの利用ニーズが高いため、体育館とプールが併設されている施設とします。

（該当施設：西区体育館・清田区体育館・手稲区体育館、札幌国際交流館）

#### ■暫定拠点の場所

上記該当施設のうち、現在、施設の跡活用を検討しており、後継施設は障がいのある方の優先施設として活用可能な札幌国際交流館を暫定拠点として活用します。

#### 札幌国際交流館（白石区本通16丁目南4-26）

施設概要	<p>【概要】複合施設リフレサッポロの一部。札幌国際交流館のほか、札幌市職員研修センター、健康管理センター、教育支援センター白石・教育相談室、シルバー人材センターが入居。</p> <p>【開設時期】1996年（築29年）</p> <p>【延床面積】3,809 m<sup>2</sup></p> <p>【運動機能】プール（地下1階）：25m×4コース、トレーニングコーナー（1階）、体育室（2階）：738 m<sup>2</sup>、ランニングコース（3階）：1周約100m</p> <p>【その他諸室】ホール（1階）200席、ミーティングルーム（1階）、交流サロン（1階）</p> <p>【アクセス】地下鉄東西線「南郷18丁目」より徒歩10分</p> <p>【駐車場】85台</p>	
選定理由	<ul style="list-style-type: none"><li>選定条件を満たす施設の中で、現在、施設の跡活用を検討しており、後継施設は障がいのある方の優先施設として利用できる見込み。</li><li>令和4年度に大規模修繕が行われており、一定程度のバリアフリー化に対応済み。</li></ul>	
活用開始年度	令和10年度	

札幌国際交流館は、跡活用として活用が可能になる時期として令和10年度を予定していることから、暫定拠点設置までの間については準備期間として、西区体育館・温水プールの活用により、障がいのある方が個人で気軽に運動・スポーツを体験できる場を提供していきます。

## (2)暫定拠点の取組例

### 気軽に利用できる機会の提供 指導・相談 人材育成

- ・障がいのある方が個人で利用・参加できるプログラムの実施
- ・障がい者スポーツ用具の貸出
- ・医療職(理学療法士等)やパラスポーツ指導員有資格者などによる相談対応および運動サポート
- ・ボランティアの活用等によるパラスポーツを支える人材育成の推進

### 情報拠点 ネットワーク

- ・スポーツに馴染みのない障がいのある方に対するニーズの掘り起こし
- ・ホームページのバリアフリー化等によるわかりやすい情報発信
- ・障がい者団体、障がい者スポーツ団体、医療・福祉・教育分野等の各団体のネットワーク(障がい者スポーツネットワーク)を活用した情報の集積及び発信

障がい者スポーツセンターの整備までの間については、暫定拠点での取組を通じて札幌市の障がい者スポーツの抱える課題の解決に努めます(そうした中で、新たに把握できた課題やニーズ等については、障がい者スポーツセンター整備の検討に反映します)。

## 3. 今後の主な検討課題及びロードマップ

基本構想策定後は、今後詳細な検討が必要とされた事柄についての調査・検討を行いながら、早期の障がい者スポーツセンター整備の実現を目指していきます。

### 【今後の主な検討課題】

- 施設の整備手法
- 施設の機能・規模の詳細検討
- 複合化等の詳細、施設の跡利用等の検討・関係者との調整
- 整備事業費の算定、活用する財源制度の検討
- 整備候補地の検討
- 事業手法に関する検討
- 運営体制、運営事業費等の検討
- 医療・福祉・教育分野との連携に係る検討
- 障がい者スポーツネットワークの構築に関する検討

## 【進め方のイメージ】

